

続開 第6次 韓・日会談

懸案問題に関する韓国側の最終立場

1963.4 - 64.3

分類番号 723.1 JA

登録番号 763

P2. 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	ファイル番号	フレーム番号
723.1 JA	763	東北亜州課	1964	主題 番号		始まり 終り
懸 1963-64				C1 - 0009	08	0001 ~ 0140

機能名称 : 続開第6次韓・日会談 懸案問題に関する韓国側の最終立場 1963.4 - 64.3

P3 分類番号 723.1 JA 登録番号 757 保存期間 永久

懸 1963-64

機能名称 : 続開第6次韓・日会談 (1964.3.12 - 64.4)

懸案問題に関する韓国側の最終立場

1963.4 - 64.3

生産課 東北亜州課 生産年度 1964

P4 1. 1次 1964.4.22

P5 報告書

報告番号 第218号

1963.3.23.

大統領 閣下

報告官 梁達承

題目：韓日会談対策の最終検討

最終段階に至った韓日会談を、次のように分析検討しようと思います。

. 会談の性格

金鐘泌党議長の着日以後の諸般活動までを含む、現在までの進行結果を総合検討すると、次のように規定できます。

1. 会談の政策的な輪郭は既に決定された。
2. 決定された輪郭内での交渉進行
3. 協定(または条約)文作成

それ故に日本側は外交交渉、特に韓日問題に経験が豊富な職業外交官出身高位官吏で代表団を構成している。

これに比べて現在、本会談に臨んでいる韓国代表団は、皆が外交交渉または韓日交渉に経験がない人士で構成されている印象である。

. 駐韓外交団の評

ソウルで秘密にしている色々な事実が、東京では公開事実のようになり、次のような経路を通じて、再びソウルに伝わっている。

日本外務省

駐日米大使館

駐韓米大使館

そして駐韓外交団を通じて、彼らの見解を総合すると次の通り。

1. **Too Many Lines** : 韓国側は幕裏交渉の線があまりに多い。そのためにどの線が正統なのか、日本側に判断錯誤を与えられる。

(例) (1) 張基栄の線 日本自民党の鈴木、前尾の線

(2) 崔栄沢の線 日本自民党の大野、河野の線

2. **Too Many spare holders** : 交渉する人があまりに多くて、誰と話したら良いかよく判らない。

. 日本側の作戦

会談の性格が前述した通りなので、日本側は常任委員会(Standing Committee)の構

成を提議し、

日本側代表としては 杉 首席代表
中川条約局長
後宮アジア局長

の 3 名を指名し、韓国側代表 3 名の名簿提示を要求しているが、韓国側は未構成中である。

・ 常任委員会(Standing Committee)

1. 性格：双方が指名した 3 名ずつを含む 6 名で構成される「常任委員会」は、各分野の未解決問題の処理は勿論、最終条約(または協定)文作成までです。
2. 条約文：英語、韓国語、日本語の三ヶ国語で作成するが、条文解釈上紛争が生じて、国際裁判に付すことになる場合には、「英文原本」の正本で取扱われる。(同一英文でも韓日両国語の表現上、差異が生じ易い)

・ 双方陣営

1. 日本側

(1) 杉 首席代表：

80 歳の老人で全然外交交渉の経験がない、名目上の首席代表である。日本外務省に対する影響力は全然ない。

(2) 中川条約局長 (交替代表)

駐伊大使に任命されたが、韓日会談のために赴任が数か月遅延するだろう。経歴は次の通り。(実質的な首席代表)

- 1) 日本高文外交科合格(昭和 7 年)
- 2) 日本東大政治科卒業、外務省入省(昭和 8 年)
- 3) 米国 William College 留学
- 4) Washington、New York 勤務
- 5) 事務官として外相及び首相秘書
- 6) 上海領事、外務省管理局大陸課長
- 7) 外務省条約局の資料課長及び政務課長
- 8) Manila 在外事務所長(2 次大戦後大使級)
- 9) 外務省アジア局長(1953 ~ 57)

第 3 次韓日会談代表、この時金溶植公使が会談相手側だった。

- 10) 駐英公使、この時金溶植氏は駐仏大使
- 11) 外務省条約局長
- 12) 駐伊大使：韓日会談のために赴任を 2、3 ヶ月間延期

(3) 後宮アジア局長

- 1) 3 等書記官
- 2) 領事

- 3)外務省管理局経済課長
- 4)外務省管理局邦人課長
- 5) 外務省アジア局第2課長
- 6)韓日第1次会談(1951年)日本代表

この時金溶植公使と会談相手。崔圭夏大使は当時駐日総領事

- 7)駐米大使館1等書記官
- 8)国連代表部参事官
- 9)外務大臣官房総務課長
- 10)外務省条約局参事官(1957)
- 11)駐タイ大使館参事官(1959)
- 12) 外務省アジア局長(1963)

2. 韓国側

前記した日本側代表に相対する代表の人選が未定である。

6. 幕裏交渉

1.長短の点(一般論)

- 1)長所 : (1) 秘密なので社会輿論の圧力の排除が可能
(2) 根本動機まで率直に言える。
(3) 故に大胆な妥協が可能
- 2)短所 : (1) 事務的に無責任になり易い
(2) 外部の好奇心誘因
(3) 不必要な誤解招来

2.日本外務省の幕裏政客

伝統ある日本外務省は幕裏政客に説得されはしない。反対に幕裏政客が外務省の手足になる場合もある。

3.韓国外務部と幕裏政客

伝統が短い韓国外務部は幕裏政客の説得を受けている。

4.韓日会談での幕裏交渉の危険性

日本外務省を説得させられず、時にはその手足にさせられる日本の政客と幕裏で交渉する場合、結局は日本外務省の方針を幕裏人物を経由して、韓国政府に強要するようになる危険性がある。

5.幕裏交渉失敗の例

第4次農相会談開催前、張基栄氏は元長官に「鈴木氏と約束ができた」と言ったので、韓国側は4次農相会談に多少の譲歩案を提示したが、日本側は予想に反して従前の主張を整理したものを提示した。

そして斐駐日大使は3月16日、次のような電文報告をした。

受診：長官

発信人：駐日大使

今日 16 日の第 4 次農相会談で日本が予想に反して、従前の立場に固執している事実に照らして、明日 17 日に張基栄社長が当地に到着しなければならないので、必ず措置して下さいをお願いします。

そして張基栄氏は鈴木氏に抗議し、鈴木氏は書面で謝った。

・ 建議

1. 幕裏交渉の線を一元化して、本会談首席代表を縦、または横から補助するようにすること。（例）張基栄社長中心に一元化

2. 本会談代表団を日本側と対等な実力を持つ人士に強化すること。

（特に常人委員会構成に必要な 3 名の人選が重要である）

（例.1）首席代表 張基栄

交替代表 崔圭夏

代表 裴義煥

（例.2）首席代表 金溶植

交替代表 崔圭夏

代表 裴義煥

理想的な代表補強策は金溶植首席代表で、張基栄社長が幕裏交渉の責任を持って、両人が協助するものと小生は判断する。

・ 参考事項

韓日会談において最善を尽くすために、私心を離れて次のように人物評をしようと思う。

	外交交渉 経験・能力	英文条約 作成能力	会談のため の積極性	備考
金溶植	A	A	A	韓日会談内容を初めから熟知
張基栄	?	?	A	幕裏交渉に力量発揮
崔圭夏	A	A	A	韓日会談内容を初めから熟知
裴義煥	?	?	A	韓日会談内容を中途から熟知

韓日交渉の最終産物になるだろうし、後世に実質的に残るようになるのは条約文だが、条約文作成には最高の能力を持って細心の注意をするのが重要なことを添言しておくものである。

P13 起案用紙

起案処 東北亜課 李晃雄

関係官署名 邦交局長 通商局長 情報局長

起案年月日 1963.4.20.

分類記号 外亜北

経由受信参照 建議

題目 韓日会談各懸案問題に関するわが側最終立場決定

- 1.韓日会談の妥結機運は1962年末頃には過去のいかなる時よりも高潮し、早期妥結が楽観視されていたが、1963年初めからわが国で政治活動が再開され政情に変動が起きると、日本側では会談に臨む態度を再び慎重に持ち始め、特に朴議長の4.8.声明以後は、9月頃に韓国の情勢の方向が決定する時までは、会談を中断はさせなくても実質的に進展させるのは困難だという態度を見せているものと判断されます。
- 2.万一9月までの期間中に会談を現在の状態以上に進展させなければ、その後今年末までの期間は、例え会談推進のための雰囲気成熟したとしても、わが側が満足するだけの線で会談を妥結を期するには時間が短いと思われ、ましてや今年中に会談の妥結を見られない場合には、来年は日本の事情(総選挙と総裁改選及びオリンピック開催等)に因って、会談を妥結できる時期が再び大幅に延期され、結局わが側の利益にも背く結果になると判断されます。
- 3.したがって会談を今年中に妥結するためには、遅くとも9月までに例え会談の完全妥結は見られなくても、妥結の直前状態までは会談を推進しなければならないのに、このためにはわが側が各懸案問題に関して能動的な立場を取って、日本側が呼応するだけの案を提示し、日本側の討議を促す方法しかないと思われるものです。
- 4.このような見地から韓日会談の各懸案問題に関して、わが側が現在で取ることができる最終立場を別添1の内容のように決定し、この枠の中で外務部と現地代表団がその時その時、会談全体の進展状況と日本側の反応及びその他の事情を考慮して、適宜中間案を提示交渉するが、最終的には少なくとも本案の内容は確保する目標下に、今後の交渉を推進するよう裁可してくれることを建議します。
- 5.各懸案の中で今後の会談の成否を左右する問題は漁業もんだが、この問題に関しては現在関係機関と専門家たちが、国際法と国際慣例にも合うと同時に、わが国漁民の利益も可能な最大限度に保障できる漁業協定案を研究作成中にあるので、同案が完成した後に建議を上申する計画です。

有添：(1) 各懸案問題に関するわが側立場

(2) 各懸案問題に関する現在までの両側立場 修正案別添で再使用。64.3.4 付公文 (pp1767～1824)

(3) 1963.3.19.外政北 722-351 写本。修正案別添で再使用。64.3.4 付公文(pp1767～1824) 終

P15 別添 1

各懸案問題に関するわが側立場

1. 一般請求権問題

1962.11.12.金・大平会談で金額及び条件等に関する原則的な問題に対する合意があったが、同合意ではっきり規定されなかったり、またはその後両側見解が相反することによって、今も韓日両側の間に意見の差異がある諸問題点に関して、下のような立場を取ることとする。(両側の立場の比較は別添 2 の 1 参照)

イ、名目及び形式

下のような趣旨の条項を協定文に規定することで、請求権問題の解決名目及び形式を処理することとする。

大韓民国と日本国間の請求権解決及び経済協力に関する協定(抜粋)(案)

(前文)

大韓民国と日本国はサンフランシスコで署名された日本国との平和条約第 4 条(a)項に規定された請求権問題(説明 1)の解決と、両国間の経済協力の増進を希望し、次のように協定する。

- (1) 日本国は 3 億米合衆国ドルと同等な(円の)価値を持つ日本国の生産物及び日本人の用役を、本協定の効力発生日から 10 年の期間内に(支払い期間は 6 年まで短縮可能)大韓民国に提供する。(説明 2 参照)
- (2) 日本国は 2 億米合衆国ドルと同等な円の借款を、本協定の効力発生日から 10 年の期間内に(支払い期間は 6 年まで短縮可能)大韓民国に提供する。(説明 3 参照)
- (3) 日本国は(総額 1 億米合衆国ドル以上と同等な円の)商業上借款が、日本国の民間商社または国民によって大韓民国政府、民間商社または国民に提供されることを容易にし、促進させるために可能なすべての措置を取る。(説明 4 参照)
- (4) 大韓民国と日本国は本協定の締結によって、サンフランシスコで署名された日本国との平和条約第 4 条(a)項及び(b)項に規定された請求権問題が最終的に解決されたこと認定する。(説明 5 参照)

説明 1. わが側は現在まで「第 2 次大戦終戦に沿って発生した両国間の請求権問題」という表現を主張し、日本は「平和条約第 4 条(a)項に規定された請求権問題」という表現を主張したが、わが側主張では請求権の範囲がはっきりしない点もあるので、請求権の明確な法的根拠として平和条約第 4 条(a)項を引用しようとするものである。

説明 2. 日本側案に提示された「無償経済協力で提供する」という表現は、請求権としてではなく経済協力で支払うという、日本側の主張だけを表現したもののなので、これは受け入れない。ただし 3 億ドルの提供が「無償」であり、将来償還しなければならない性質のものではないことを明らかにする必要

がある場合には、別途の合意議事録でこれを規定するようにして、また支払い期間を6年まで短縮できるという点が、日本側の事情で協定文に規定するのが難しい時にも、別途文書で規定する。

説明3. 日本側案に提示された「有償経済協力で」という表現は、日本側の主張だけを表現したものであるため受諾しない。支払い期間を6年まで短縮できるという点が、日本側の事情で協定文に規定するのが難しい時には、別途文書で規定する。

説明4. 商業上の借款を協定文に規定することが、日本側の反対で不可能な時には、別途文書で規定する。

説明5.(1)日本側提示した「日本との平和条約第4条の問題が最終的に解決されたこと認定する」という表現は、同条(c)項に規定された両国間の海底電線の帰属問題まで含むものと解釈される恐れがあるので、これを「日本との平和条約第4条(a)項及び(b)項に規定された請求権問題が最終的に解決されたこと認定する」という表現にする。

(2)また平和条約第4条(a)項は「住民」という用語を使っているため、日本に居住する韓国民の日本国、または日本国民(法人含む)に対する請求権は、これに因って影響を受けないことを適当な形式で明白にする必要がある。

ロ、計算計定上債務の償還期間問題

無償提供の支払い期間(10年、短縮可能)内に均等に無償提供額から帳消し召喚することにするか、または日本側案通りに3年間で帳消し召喚することにするが、これに因るわが国の対外期待資金の不足分を、無償の提供期間を短縮することで補充するようにする。(説明6参照)

説明6.(1)本項の内容は別途文書で規定するが、場合によっては協定文で規定することとする。

(2)日本側は最初3年間で償還することにするが、これによって韓国側外貨所要に狂いがある時には借款支払い期間を短縮実施すると言うが、これは韓国側の利子支払い額の増加を招来するものなので、日本側の主張を受諾しないで、日本側が言う借款支払い期間の短縮の代わりに、提供の支払い期間短縮を提議しようというものだ。この場合、無償提供額は最初3年間は4,050万ドルずつ、4年目から10年目までは年2,550万ドルずつ提供を受けられるようにすることを、最終の立場とする。

ハ、海外経済協力基金借款の償還期間問題

20年償還期間とするが、最初の7年間は据置き期間とする。(説明7参照)

説明7. 金・大平合意事項に「7年据置き20年償還」となっているのに照らして、わが側は一次的に「7年据置き後、20年償還」という立場を取ったものだが、日本の海外経済協力基金の関係規定は、据置き期間が償還期間内に含まれて

いると規定しているものと解釈されるので、本案を採択することにするのだが、これにおいては清算計定上負債償還期間に関する交渉と勘案して行きながら、同交渉をわが側に有利に妥結するようにする交渉手段として利用するようにする。

二、輸出入銀行の借款の性格

上のイ、項で説明した協定案第 1 条 3 項のように、日本国は商業上借款が提供されることを容易にし、促進させるために可能なすべての措置を取ることとする。(説明 8)

説明 8. 輸出入銀行の借款に関してわが側は「輸出入銀行による最も有利な条件の借款 1 億ドル以上を、日本政府関与に依って」と明示しなければならないという立場を取っていたが、62.11.12.の金・大平合意によれば、金額 1 億ドル以上だけが規定され、条件等に関しては規定されたことがないので、本項の借款は商業上の借款として取り扱われたのである。

ホ、以北地域の請求権問題

本協定による請求権の解決が、以北地域の請求権まで含むかの余否に関しては、協定文に明文で規定せず、両国政府がそれぞれ適切な説明で自国民を納得させることとする。(説明 9 参照)

備考：支払い及び輸入手続き等に関する細部問題に関して、韓日両側間に合意がなければならないが、これに関しては 1963.3.10.外政務 722-351 号で既に代表団に訓令したことがある。(別添 3 参照)

説明 9. 現在までわが側は大韓民国が韓半島で唯一な合法政府であり、またわが国憲法上その主権は以北地域まで及ぶものなので、韓日間の請求権問題解決には以北地域に関連する請求権も含まれるものと主張したし、日本側は平和条約第 4 条(a)項の解釈上以北地域はこれに含まれないと述べ、ただし現在では以北地域には交渉の相手者になる「当局」がないという立場を取っている。この問題に関する両側の立場は顕著な距離を置いたまま平行線を歩いており、色々な内部事情によって互いに譲歩できない難しい立場にあるので、何らかの折衷点を発見するのが難しいことだから、これに関しては明文で規定をしないで、協定締結後に両国政府がそれぞれ自国民に対して、適切に説明するようにする方法しかないようだ。勿論両国間で非公開協定を締結し、大韓民国が国土統一以後に以北地域の請求権問題を提起しないことと、日本が大韓民国の国土統一以前に以北地域の請求権問題に関して、北傀と具体的交渉をしないことを相互約束する方法や、または今回の解決が以南地域の請求権問題に局限し、以北地域の請求権問題は未解決で残るということを、韓日間で明文で合意することで、以北地域の請求権問題に対して大韓民国がひとつの潜在的な権利を持っているということを、日本に認めさせる方法も考慮でき

るが、日本側がこれに応じるかが疑問であり、また応じるとしても将来もしも日本社会党が執権した場合には、実効がないことが予想される。

2. 法的地位問題

現在までの交渉結果を勘案して、各問題点に関し、下のような立場を取ることとする。
(両側の立場の比較は別添 2 の 2 参照)

イ、永住権付与の範囲

- (1) 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から継続して日本に居住した在日韓人、及び本協定の効力が発生する日までに出生した彼らの子に、協定上の永住権を付与する。
- (2) 本協定発効以後に出生した者に対しては、彼らが未成年の時には彼らの父母と同等な処遇をし、成年に達したら彼ら自身の意思により、日本においての在留資格を選択させるようにする。(これは本国への帰国、日本人への帰化、または韓国人として日本に永住することを選択させるようにすることを意味する)

この場合においては

- (イ) 本国に永住許可することを望む者に対しては、特に財産搬出等において協定上の永住権者と同等な処遇をし、
 - (ロ) 日本人に帰化することを望む者に対しては、特に生活維持の能力等日本の法律に規定された帰化の条件にかかわらず、無条件帰化を許可し、
 - (ハ) 韓国人として日本に永住することを望む者に対しては、特に永住許可の条件、退去強制事由及び教育等の処遇問題において、一般外国人とは違う「準協定上の永住権者」の待遇をする。
- (3) 終戦後日本に入国して、日本国政府から在留許可を受け、相当期間居住した者に入管令による永住権を付与する。

居住期間が相当に達しない者であっても、日本国政府から在留許可を受けている者には、今後も在留できる資格を継続して認定する。(説明 10 参照)

説明 10. 終戦後日本入国者取扱い問題は、交換覚書等の別途文書で規定することとする。

ロ、永住許可申請方法

- (1) 日本政府は永住権該当者が提出する申請書だけで(国籍証明の添付なく)、永住許可を付与する。ただし、申請者の内、その国籍がはっきりしない者に対しては、その時毎に韓国政府機関がその国籍が証明されるよう協助する。
- (2) 永住許可の申請期間は本協定の発効日から 5 年間とする。(説明 11 参照)

説明 11. 不可避な事由で期限以内に永住権付与を申請しなかった時には、期限後にも申請できるようにする方途が備えられるよう努力する。

ハ、退去強制事由

- (1) 暴力主義的破壊活動によって内乱及び外患の罪を犯し、2 年以上の実刑言い渡しを受けその刑が確定した者、及び政治的目的を持つ騒擾罪に因って 2 年以上の実刑言い

渡しを受けた者は退去強制できる。ただし執行猶予を受けた者は除く。(説明 12 参照)

- (2) 殺人、強盗、放火等凶悪な犯罪に因って10年以上の(または7年を超過する)実刑の言い渡しを受け、その刑が確定した者は退去強制できる。ただし同事由該当者に対しては日本国政府が法運営上人道的な考慮をする。
- (3) 営利を目的に、または常習で麻薬類取締りに関する日本国の法令に違反し5年(ないし2年)以上の実刑の言い渡しを受け、その刑が確定した者は退去強制できる。ただし執行猶予の言い渡しを受けた者を除き、本事由該当者に対しても日本国政府は法運営上人道的な考慮をする。(説明 13 参照)
- (4) 日本国法務大臣が、日本国の外交利益を害する行為を行ったと認める者は退去強制できる。ただし、本項該当余否においては韓国政府との合意を要する。(説明 14 及び 15)

説明 12. (1)項の「政治的目的」という語句の解釈は、日本国の破壊防止法第1条、第2条、及び第3条の規定によるという解釈を、合意議事録で定める。これは例えば、民団系による北送反対行為が「政治的」という解釈を受け、同反対行為をした者が強制退去されることがないようにするためだ。

説明 13. (1)凶悪犯及び麻薬犯の刑期は、一次的に10年以上(凶悪犯)と5年以上(麻薬犯)を主張し、これで受結できない場合、最終的に凶悪犯で「7年以上」、麻薬犯で「2年以上」を提示する。

(2)日本側は麻薬法関係法令の改正で「常習で」という用語がなくなったので、「常習で」の代わりに「禁錮以上の刑を3回以上受けた者」とすることを主張している。

説明 14. (4)項は最終段階に行つてやむを得ない場合に限つてわが側が受諾することとするが、わが側との合意が必要条件になれば、事実上これに因る強制退去は、わが側が実質的に防止できるだろう。

説明 15. 退去事由問題の討議は永住権問題と関連して進行させ、わが側が退去事由において上記譲歩をする代わりに、永住権付与範囲問題においてわが側案が貫徹できるように交渉する。

二、財産権と職業権

在日韓人が経済的社会的活動をするにおいて、参政権等権利自体の性質上、内国民にだけ許容される権利を除いては、内国民と同等な待遇を受け、特に就職と金融面において内国民と同一な待遇を受ける。(説明 16 参照)

説明 16. 交渉技術上、一次的には「内国民と同等な待遇」という表現の使用を要求することとする。

ホ、教育問題

在日韓人の子孫は、内国民と同等に日本の義務教育を受け、上級学校に進学において内国民と同等な待遇を受ける。

在日韓人が設立した私立学校が大韓民国政府の認可を受けた場合には、同学校修了者に対して上級学校に進学するにおいて、日本の正規学校卒業に準じる待遇をする。(説明 17 参照)

説明 17. 後段の私立学校問題は、別途文書で規定しても構わない。

へ、社会保障

日本政府は生活が困難な在日韓人に、内国民と同等に生活保護を当分の間続け、日本国で実施されている社会福祉制度の中で、ごく基本的なものは在日韓人にも内国民と同等に適用する。

ち、財産搬出と送金

(1) 財産搬出：永住する目的で本国に帰国する者は、絶対的な禁制品または客観的に商品と認められる物品を除いては、全ての財産を課税なく搬出できる。搬出の方法等、具体的な細目に関しては、別途専門家会議で討議決定する。

(2) 送金：上記の者が帰還時に一時携帯ないし送金できる金額は一世帯当り、米貨 1 万ドルとし、残余の金額は日本の銀行に預金しておいて、その後所定の期限内に送金することとする。送金の時期、方法等具体的な細目は、別途専門家会議で決定する。

り、極貧帰国者補助金問題

「永住する目的で帰国する大韓民国国民の内、極貧者に日本政府が再定着金として 2 千ドルを支給する」という主張は、最終段階に行って撤回する。(説明 18 参照)

説明 18. 第 4 次及び第 5 次会談時にわが側が提起した問題だが、当時日本側は一般請求権問題との関連下でなら討議できる問題だが、支払う意思がないと立場を強く取ったことがあった。

又、国籍確認問題

「在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」という国籍確認条項の挿入主張は、最終段階に行って撤回する。(説明 19 及び 20 参照)

説明 19. 在日僑胞はわが国国籍法によって、彼らの政治思想如何にかかわらずわが国の国民なので、在日韓人が大韓民国国民であることを確認するという条項を、必ず置かなければならない法律的な必要性はないものである。わが側の国籍確認条項の挿入を撤回したとしても、協定の対象者である在日僑胞の表現を「大韓民国国民」と規定し、その「大韓民国国民」は大韓民国の憲法と国籍法による者だという点を公式記録に残すようにすれば、在日僑胞の全部が本協定の適用を受けるようになるという主張の根拠を備えられる。

説明 20. 国籍確認条項の撤回と関連して、永住権申請方法において、「国籍証明書」を添付しないように最大限交渉する。

ル、協定対象者の表現問題

最終段階で協定対象者を「大韓民国国民」と表現する。(説明 21 参照)

説明 21.(1) 上の説明 19 で説明したように、「在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」という国籍確認条項の挿入主張を撤回すると同時に、協定対象者を「大韓民国国民」と表現するが、公式記録に「本協定で大韓民国国民というのは、大韓民国の憲法及び国籍法が適用される全ての者をいう」というわが側の立場が記録されるようにする。

(2) 国籍確認条項の撤回及び協定対象者を「大韓民国国民」と表現するという問題は他の問題点、特に永住権申請時の国籍証明書の添付余否問題と関連させて交渉する。

3. 船舶問題

日本側は船舶を返還しなければならない国際法上の義務がないと言っており、また一般請求権で「莫大な金額」を支払うことになる事実を考慮して、一般請求権を解決する協定の中に、船舶問題も含ませて解決すると規定しようと言う一方、平和線で拿捕された日本漁船に関する日本側の請求を主張しないことにしているのを考慮して、下のような立場を取ることにする。(別添 2 の 3 両側の立場備考第 5 項参照)

イ、解決方法

(1) 政治的解決を期して応分のトン数の新造船で返還するようにする。(説明 22 参照)この場合に名目、トン数等は下のように決定する。

(イ) 解決名目

最小限「経済協力のための無償提供」の名目とする。(説明 23 参照)

(ロ) 要求トン数

総 6,000 ないし 20,000 トンの新造船とする。(説明 24 参照)

(ハ) 細部事項(船舶の形別、隻数、各船舶のトン数、設計等)

総トン数が決定した後に決定する。

(2) 日本側が最後まで返還に応じない場合には、他懸案の(例えば漁業に関する)交渉を有利にする交渉手段として使って行きながら、わが側要求を撤回する。(説明 25 参照)

説明 22. 船舶問題を政治的に解決しなければならない理由は、次の通りだ。

イ、韓日両側の法理論が極度に対立していて、事務折衝を通じた解決がほとんど不可能だ。

ロ、わが側が提示した置籍船名簿に対して、日本側が提示した調査結果によれば総 668 隻の内、27 隻だけが現存することとなっているが、この調査結果が不当だと主張できる反証の提示がない。

ハ、わが側が要求する船舶はその間老朽して、現在では廃船に近い船舶なので、新造船で貰わなければならないが、このような折衝は政治的交渉によるしかない。

二、日本側は拿捕船舶の返還を要求しているが、この問題を全面的に黙殺して
ては妥結を期せない現実なので、これをわが側要求との関連下で政治的に解
決しなければならない。

説明 23. 名目に関しては一般請求権の名目との関連もあり、また日本側の立場と感情もあつ
たりして、韓国側が望むように「返還」されるのは困難なものと思われる。なので可能な限
り「返還」を主張するが、返還される船舶の総トン数との関連下で「引渡し」「無償提供」
「経済協力のための無償提供」の順で案を提示する。

説明 23(実際は 24). 要求トン数の算出根拠は次の通りである。

イ、置水船に関する日本側の態度は討議に応じないと言うほど強硬で、またわが側の法
理論が客観的に見る時に、必ずしも日本側を納得させられるものではないので、交渉
技術上治水船に対するわが側の要求と日本側の対韓要求(拿捕漁船に対する返還請
求がほとんどである)を相殺して、計算から除外することにする。

ロ、置籍船返還請求の法的根拠である 2168 号は 1951.9.11.現在の状態で返還せよとした
のだが、当日現在の置籍船は平均船舶寿命の 2/3 を経過したので、総要求トン数の
1/3 に該当する 27,000 トンの新造船の互容だけが残存しているという計算になり、

ハ、上記した 2168 号は 1951.9.11.現在の状態で返還せよとしているが、日本政府がこれ
を即刻履行したとしても、沈没したものは沈没した状態で返還せよというものなので、法
的所有権だけ返還され、実物は返還されなくなるだろうが、日本側の調査結果によると、
現在ではこのような船舶がトン数において 30,000 トンと言うので、

二、以上の事情を考慮して、次のような計算でわが側要求トン数の上限を決める。

$$\begin{aligned} & (83,000 \text{ トン} - 30,000 \text{ トン}) \times 1/3 = 18,000 \text{ トン} \\ & (\text{要求トン数}) - (\text{沈没船}) \times (\text{残存船齢}) = (\text{新造船互容}) \\ & = 20,000 \text{ トン} \end{aligned}$$

ホ、わが側要求の下限は、日本側が第 1 次及び第 6 次会談で非公式に、第 3 次会談では
公式にそれぞれ 6,000 トンの線での解決を提案したという事実を考慮して 6,000 トンとす
る。

説明 25. 船舶問題に関して日本側が取っている立場から見て、日本側がわが側要求に応じ
る可能性はごく希薄で、もしも日本側がわが側要求に従ってある程度の新造船を返還す
るとしても、金額に換算したら大きな金額にならないので(例えば日本側が過去に提示し
た 6,000 トンを商船 1/2 及び漁船 1/2 の比率で貰うとする場合、金額に換算すると約
\$3,000,000 になる)、船舶返還要求を放棄することで他の懸案問題を解決するにおいて、
それ以上の利得をもたらすことがある場合には、船舶返還要求を放棄した方がより実利
があるだろう。

4. 文化財問題

返還名目及び形式と返還対象品目に関して、両側の立場に差異があるが(別添 2 の 4 両側の
立場備考参照)、このような問題をそれぞれ下のような方法で解決する。

イ、名目及び形式

次のような要旨の議定書形式を採用して解決する。(説明 26 参照)

「大韓民国政府と日本国政府間の(文化財及び)文化問題に関する議定書」(抜粋)(案)(説明 27 参照)

「(前文)

大韓民国政府と日本国政府は両国間の文化に関する伝統的な深い関係と、大韓民国がその歴史的な文化財に対して持つ深い関心を考慮して、また両国間の学術と文化の発展及び研究に寄与するために、次のように協定する。」(説明 28 参照)

「(第 1)

大韓民国政府と日本国政府は両国間の文化関係を増進させるための方途を早急に講ずることとする。」(説明 29 参照)

「(第 2)

日本国政府は本議定書の効力発生後、可能な限り早急に付属書に明示される(説明 30 参照)韓国文化財を大韓民国政府に対して引き渡す(TURN OVER)こととする。」(説明 31 参照)

「(第 3)

大韓民国政府と日本国政府はそれぞれ自国の美術館、博物館、図書館及びその他資料編集施設が保有する文化財を、他方国の国民が研究させる機会を与えるために、可能な限りの便宜を提供することとする。」(説明 32 参照)

説明 26. 日本側が提示した「日本国政府と大韓民国政府間の文化上の協力に関する議定書要綱」は、その題目や内容においてわが側が受諾するのに困難な点があるが、これを議定書として規定するという方法は、1957.12.31.のオーラル・ステートメントの前例よりもずっと丁寧に扱ったものなので、「議定書」にするという方式は受け入れることとする。また日本側から提議した文化協定締結交渉の開始問題と美術館、図書館、博物館等、利用の便宜提供問題は、実質的に重大な利害関係を持つ問題ではないと考えられるので、文化協力を強調するような表現を、適切な表現に対置する程度の修正を加えることで受け入れるのが、問題解決を促進する方途と思われる。

説明 27. わが側の立場は元来、韓日間の文化協力問題とは関係なく、韓国の文化財を返還しなければならないというものだが、返還義務はないが文化協力の見地から寄贈するという日本側の立場を全く無視しては交渉の妥結を期せられないので、「文化財及び文化問題に関する議定書」という題目を提示して交渉することとする。ただし、名目問題でわが側が伸縮性を持つことでより多くの品目を返還して貰えるとか、またはその他やむを得ない事情がある場合には、題目は「文化問題に関する議定書」という程度で受け入れることとする。

説明 28. 日本側には文化財の返還に関する条項において、「大韓民国においての学術及び文化発展及び研究に寄与するために、大韓民国がその歴史的な文化財に対して持つ深い関心を考慮して」という表現を使ったが、このような表現を使えば「文化協力の見地から寄

贈する」という日本側の立場が余りに強調され、「当然返還されるべきものを返還受ける」というわが側の立場は全く抹消されるもので、このままでは受け入れるのが難しいものだが、だからとこのような表現を全て削除しようというのは日本側に難点が多いので、これを前文の中に適切に挿入し、両側がそれぞれ自分側に便利な解釈をできる余地を残して置くことで解決しようというものだ。

説明 29. 日本側案には「両国民間の文化交流を緊密にするための協定を締結する目的で、早急に交渉を開始」しようとなっているが、これは文化協定の締結を意味するものである。しかし日本との文化協定締結は日本の出版物、映画等日本文化の韓国への急激な進出を容易にするのに過ぎないので、日本側の提議を正面から拒否はしないが、婉曲にこれを避けようというものだ。

説明 30. 日本側の立場は一部の国有分だけ寄贈するというのに反して、わが側の立場は国家と個人が占有するものを共に返還受けなければならないという立場なので、交渉結果国家占有分だけで決定したとしても、付属書に民間占有分は明示しなければよいので、議定書には日本側が主張するような「日本政府が所有する」という表現は使わないこととする。

説明 31. 日本側の立場は「寄贈する」というもので、わが側の立場は「返還する」というものだが、両側の立場はそのままでは到底妥結できないものなので、これを 1957.12.31.のオーラル・ステイメントの前例に従って引き渡し(TURN OVER)という中立的表現で解決するようにする。

説明 32. これはどこまでも考古学的文化財を対象とするものなので、これに因って日本文化の急激な浸透を招来するだろうとは思われない。

ロ、返還対象品目

(1) 国家占有物

(イ) 考古、美術品

1) 東京、京都両大学分

最終段階では撤回する。(説明 33 参照)

2) 東京博物館所蔵品

最後まで全品目返還を強力に要求する態度を堅持し、最大限の返還が実現するようにする。(説明 34 参照)

(ロ) 典籍

可能な限り最大限度に実物返還が実現するようにし、その外に現在日本の各図書館、文庫等で保管している壬辰倭乱時に奪去した貴重図書の複写提供を要求する。(説明 35 参照)

(ハ) 通信文化財

最大限の返還を要求する。

説明 33. 両大学の考古学教室にある若干の考古、美術品に対して日本側は、大学のものは管轄も違い返還工作が難しいという立場を取っているので、わが側としても大学の研究機関を尊重するという明文下に、最終段階ではこれを撤回することとする。

説明 34. わが側要求品目のほとんどはこの項目に属しているが(総 969 点)、これに対して日本側(特に東京博物館側)はこれが同博物館所蔵韓国品の全部なので、全部返還するのは難しいと主張をしているので、全部返還して貰うのは難しいだろうから最大限の返還が実現するようにする。

説明 35. 本項の主要該当品目は宮内庁図書として保管の漢籍、記録等が主だが、これに対してはわが側に目録上の準備がなく、ただ京都大学河合文庫官簿記録 157 巻の目録だけを準備している。わが側としては関東大震災時に東京大学所蔵品の内、五台山史庫実録を始めとして多数の漢籍が焼失したことを指摘し、第 1 次的には実物全部返還を主張することとするが、これが上手く行かない場合には現在日本の各図書館、文庫等で保管している壬辰倭乱時に奪去した貴重図書の複写提供を要求することとする。(現在これら典籍のマイクロフィルムが東洋文庫で作成したものがある)

(2) 民間占有文化財

民間の自発的な返還を促すようにする。(説明 36 参照)

説明 36. 民間占有文化財の返還は日本側としても事実上応じるのが難しい点があるので、この問題は日本の民間人有志たちの協力を得て、自発寄贈の方法で可能な限りの返還が可能なように推進するが、日本政府はこのような返還を奨励するという意が、合意議事録に規定されるよう交渉することとする。

5. 基本関係問題

本問題は第 4 次会談以後討議されて来なかった中、1962.12.21.わが側が原則的な解決方針を提示したことがあった。(別添 2 の 5 両側の立場備考参照)これに対して日本側からまだ立場の表示がなかったので、わが側の具体的な立場は日本側の立場が提示された後に決定するものだが、まず下のような立場を取る。

イ、基本関係を規定する文書の形式

原則的に基本条約とする。ただし、日本側が共同宣言形式を主張する場合には、同共同宣言にわが側が基本条約で規定しようとする内容を実質的に規定できる限りにおいて、これを採択することとする。

ロ、文書に規定される内容

日本側の立場が提示された後に、これを検討して決定する。

6. 独島問題

日本側の国際司法裁判所に対する提訴提議に対して、韓国側は 1962.11.12.金・大平会談で第 3 国による調停(MEDIATION)という代案を提示したが、これに対して日本側は「調停機関による調停」即ち国際法上の協議の調停(CONCILIATION)で、一定の期間(例えば 1 年)の間に解決を見られない場合には、国際司法裁判所に提訴しようという立場を取っている。(別添 2 の 6 両側

の立場備考参照)本問題は国民感情に直結する問題なので、現在のわが側立場から後退することなく、第3国調停(MEDIATION)の方法をそのまま堅持することとする。(説明37参照)

説明37. 独島問題は元来韓日会談の懸案問題ではなかったが、韓日会談の枠の外ではこの問題が両国間の論争の対象になり続けていた。日本側は1962.3.の外相会談時に独島問題を提起したことがあり、その後日本政府当局者は国会での答弁や、その他の発言で、独島問題の最終的な解決を見られなくても、少なくとも何らかの方式で解決をするという原則だけでも、国交正常化以前に決定しなければならないという立場を強力に取っている。1962.11.12.金・大平会談で本問題が再び提起され、日本側は国際司法裁判所に対する提訴という従前の立場を再び明らかにしたが、わが側は日本側の執拗な追及を回避すると同時に可及的に現状維持を目論み、独島に対するわが国の領有権を既成事実化する道を備えるために、第3国による調停という代案を提示した。これに対して日本側は、第3国による調停が一定期間(例えば1年)の間に結末を見られない場合には、国際司法裁判所に提訴しようという立場を取っている。しかし現在の国際司法裁判所には日本人判事が任命されていて、その雰囲気はわが側に不利なだけでなく、国際司法裁判所に提訴することになると同裁判所の規定に従って、判決前にわが側が既に独島に設置した施設及び警備員を撤去しなければならない恐れもあると同時に、北傀が利害関係のある当局として参加を主張する恐れもあるので、国際司法裁判所に提訴するという案はわが側としては受諾できないものだ。

註：本委員会では漁業協定の基礎になる資源論だけを討議したので、両側の立場を比較しただけで、合意及び未合意の余否を明記しなかった。

問題点：漁業資源討議の一般原則	
韓国側	日本側
<p>1. 対象水域の限界 北緯 25 度以北の東シナ海、黄海、東海及び日本の太平洋側水域とする。</p> <p>2. 主要対象漁族 浮魚と底魚に区分し、それぞれの対象漁族を次のようにする。 浮魚：さば、あじ、いわし、ぶり、にしん 底魚：鯛(真鯛、黄鯛、玉鯛)、シログチ、キングチ、ニベ、ヒラメ、ホウボウ、カナガシラ、海老、フカ、鱈、スケソウダラ ただし、両国から提案された漁族を基準として討議するが、必要によって追加または省略することとする。</p> <p>3. 主要対象漁族の資源量表示方法： (1)単位漁区によって一定の時間に漁獲した平均漁獲量で表示する方法を採択し、底魚はその一人分当たり、浮魚はその航海当り平均漁獲量を漁業別及び漁場別に経年的に表示し、漁族別に資源の動態を把握することとする。 (2) 経年的に表示された結果が上記以外の要素によって再検討されなければならない場合には、双方が相談して考慮す</p>	<p>1. 対象水域の限界 両国が共通の利害関係を持つ漁族が回遊する水域、例えば東シナ海、黄海、日本海とし、資源を論議する時に対象にする漁族の種類によっては、その外の水域にも及ぶことがある。</p> <p>2. 主要対象漁族 浮魚に関してはあじ、さば、いわしとし、底魚に関してはトロール漁業、基船底引き網漁業によって漁獲される主要魚種とするが、すべて両国が合意するものとする。</p> <p>3. 主要対象漁族の資源量表示方法： 韓国側の説明を聞いたが、漁獲量と漁獲努力だけを維持し、現有する資料で資源量を明白にできず、生物学的要因及び自然条件等を含み、科学的(者、ママ)レベルで討議することが必要だと考える。したがって「主要対象漁族の主要漁業別漁獲量と平均漁獲量の変化」という題目で、討議を進行させるのが妥当だ。</p>

<p>ることとする。</p> <p>4. 主要漁具別漁獲の度合： 漁船の隻数、トン数、馬力数、人当り回数または航海数で漁獲の度合を表示することにするが、漁区の構成、規模、材質、副漁具及び鳥網条件等も考慮に入れながら討議する。</p> <p>5. 主要対象漁業の種類と漁期別漁場： (1) 漁業の種類は基線底曳き網、トロール、旋網、一本釣り、たれ網、流し網、鮫鱈網及び連乗漁業とする。 (2) 漁期別漁場は漁族別資源を討議する時、必要なら随時に概括的な資料によって討議することとする。</p> <p>6. 主要対象漁族の産卵場及び時期越冬水域等： 上の5のように主要漁族の資源を議論する時、必要によって随時に討議することとする。</p> <p>7. 主要対象漁族別海港要因： 上6と同じ。</p>	<p>4. 主要漁具別漁獲の度合： 漁獲労力において、底魚に関しては隻数、トン数、馬力数、引き網回数の経年変化とし、旋網、一本釣り、刺し網においては、隻数、トン数、航海数とする。</p> <p>5. 主要対象漁業の種類と漁期別漁場： 原則的に底魚においては、基船底曳き網、漁業とトロール漁業、浮魚においては旋網、とサバー一本釣りとする。</p> <p>6. 主要対象漁族の産卵場及び時期越冬水域等： 主要対象漁族の討議に当たって、必要によってその回遊状況、海港等に関して、随時討議を行うこととする。</p> <p>7. 主要対象漁族別海港要因： 上6と同じ。</p>
---	---

註：第5次会談初期において「漁業及び平和線委員会」は議論の基礎になる「案」を出せという韓国側主張と、日本側が「案」を作成するにおいては韓国側の考えを知らなければならない必要があるので「韓日漁業関係事項」(60年11月9日第1次会議で提示)または「韓日漁業協定に関する日本側の考え」(60年11月25日第2次非公式会議で提示)を討議しようという日本側の主張が対立して進捗を見られないでいたが、1961年3月7日に開催された第5次会議で韓国側は、資源論を議論する一般原則を定めるために、上の7個の討議項目を提案し、日本側もこれに関する討議をして行くことに同意した。この討議は1961年5月9日の第14次非公式会議まで進行し、再び第6次会談に引き継がれ1961年12月8日の第6次会議まで続いたが、1961年12月20日の第8次会議で両側が討議進行中、表示した上のように見解の要点を記録にして作り、相互交換した。

P39

問題点：漁業資源(本論)	
韓国側	日本側
<p>漁族のほとんどが韓国沿岸で産卵し、越冬水域も韓国に隣接した水域にあり、韓国漁民の重要な生業対象になるので、産卵場の保護と稚魚の育成等、各種の保存措置を韓国が取っているにもかかわらず、第2次大戦以前の日本の独占漁業時代である1926年頃から現在に至る間、日本の大型漁業の乱獲によって資源量が減少し、韓国側の漁獲量が毎年減少一路をくり返している事実を、底魚と浮魚別に漁獲量及び単位労力当り漁獲量の経年変化等の数値を掲げて説明した。</p>	<p>統計未備を理由に、第2次大戦後資源が顕著に減少した1954年以後の資料で、ほとんどの資源が大体安定状態にあり、また漁獲量が減少した漁族は減少の原因が漁獲にあるよりは、自然環境の変化ないしは漁場の移動が主になっているのであり、特に浮魚に関してその資源は発生量が左右され、現在の漁獲状況から見て減少傾向がないので、漁獲の制限をする必要がないと説明した。</p>

註：1961年12月20日の第8次会议で資源論討議の一般原則に関する討議を終えた後、1962年1月31日の第9次会议で本論に入ることに合意し、1962年3月5日の第16次会议まで討議したが、上は同討議で表れた両側の立場を要約したものである。

P40

問題点：平和線	
韓国側	日本側
<p>撤廃できない。</p>	<p>平和線を撤廃し、漁業協定をむすばなければならず、少なくとも請求権問題とは同時に解決しなければならない。</p>

註：1. 日本は1962年1月31日に開催された漁業及び平和線委員会非公式会議で、漁業資源論討議の一般原則の討議が終った後の会議進行方法が議論された時、平和線の撤廃と漁業協定の締結が必要という点を含む非公式文書を韓国側に手渡し、その後1962年3月12日に開催された外相会談第1次会议で小坂外相がまた再び、平和線の撤廃が必要だという上を書いたような発言をした。

2. 韓国側は1962年1月31日の会議は勿論、外相会談時にも撤廃を拒否したが、漁業協定を締結する前に撤廃するということはありませんでなく、漁業協定が締結されても国防上の理由があるので、そのまま存続しなければならないとした。

P41

問題点：漁業協定	
韓国側	日本側

<p>1962年3月中旬頃から協定案を提示して討議する。 (外相会談以後、会談が整頓され討議されなかった)</p>	<p>1962年3月中旬頃から協定案を提示して討議する。</p>
---	----------------------------------

註：1. 第5次及び第6次会談を通じて協定案に関する討議は全くなかったが、ただ日本側が第5次会談第2次非公式会議で「韓日漁業協定に関する日本側の考え」を文書にして提示したことがある。

2. 第1次ないし4次会談での討議を通じて明らかになった、韓日両側の漁業協定に対する基本的な立場は下の通り。

韓国側：(1) 公海における漁業資源の最大持続的生産性を確保して開発することが人類共通の福祉であり、両締約国の利益であることを確認し、またそうすることが国際法及び国際慣習に起因した各自の権利及び義務であることを互いに理解し、…両締約国の領水に接続する一定な水域に対する沿岸国としての漁業管轄権を相互尊重し(1952年3月20日に韓国側が提出した協定案)、

(2) 韓国沿岸に隣接した水域における漁業資源減退の傾向が顕著なものに加え、その最大持続的生産性を確保するためには適切な保存措置として漁業の規制が緊要で、韓日両国間の現存する漁業能力の懸け隔った差等を鑑みて、漁業資源の分配において実質的公平を期するためには、保存措置の実績がある沿岸国の漁業管轄権を認めることが、両国間の漁業調停において最も妥当な方途だと考える。(1953年7月17日に提示した韓日漁業条約要綱)

と主張して、領海に接続する一定な公海上の沿岸国が排他的漁獲権と漁獲保存措置権を持つ漁業管轄水域外でだけ、韓日両国が共同利害関係を持つ漁族の保存措置を共同で取ろうとした。

日本側：(1) 国際法及び国際慣習の原則に基づいて、公海の漁業資源を開発できる各自の権利に照らして(1952年2月29日に日本側が提出した協定案)

(2) いかなる目的若しくは形式であるかを問わず、公海における沿岸国の漁業管轄権は認められないが、資源保存のために、公海において漁業に関し、必要な規制を内容とする協定には積極的に誠意を持って協議する用意があり、(1953年6月29日日本側が提出した協定要綱)

(3) 公海上の特定水域内での一国の排他的管轄権が、国際法及び国際慣習上認められないという事実を鑑みて、日韓両国は両国が共同利益を持つ公海の中の水産資源の、最大持続的生産性の維持のために必要な保存及び開発措置を相互協手下に取る(1958年10月13日日本側が提出した協定要綱)、

と主張して、いわゆる公海漁業自由の原則に照らし、領水以外の漁業管轄権

はいかなる目的のためでも、またいかなる形態でも認められないので、領水以外の水域での漁業資源保存措置を取るにおいては、共同利害関係を持つ国家間の合意による共同措置だけが可能だという立場を固守して来た。

3. 漁業協定を韓日両国が討議するにおいて、特に問題になる点は下のような点だと思われる。
 - (1) 規制区域及びこの性格
 - (2) 規制対象魚種及び漁業の種類
 - (3) 規制方法
 - (4) 反則者に対する管轄権
 - (5) 既存保存制度
 - (6) 漁業共同委員会
 - (7) 漁業資源調査

(以上は1～4次会議で提出された両側草案及び要綱、5次会談時に日本側が提示した「韓日漁業協定に関する日本側の考え」に表れた点を整理したものである。)

P44(訳者註：これは間違っここに挿入されており、次の請求権問題に関する内容が紛れ込んでいる。P52の後に入れるべきか?)

1. 第1項4行……おり、次に「また韓国内に朝鮮銀行という別途の発見銀行を置いていながら」を挿入し、8行からは「特に2次大戦初期から献納または供出の形式で、韓国から金を持ちだした事実を思い起こせば、これを正当な売買だったと認めるのは難しい。韓国側主張の根拠は、代価を支払い適法で買い入れたとしても、そのような強制された売買の効力は無効なので返還を要求するものだ。」と対置すること。
2. 第2項(a)の内、韓国側欄を減らすか、日本側欄を「通信国関係に関しては南北韓問題等、事実関係でも法律関係でも問題があるが、今の段階で韓国人に対する推定を韓国側が提示する方法にしたがって作業を進行してもよい。」と対置し、わが側欄の合計……の次に次のように追加すること。「また韓国側は実務者会合において日本側が提示した数字の内、終戦後日本人が支払ったという953,363千円の金額の矛盾点を指摘して反論した。」

P45 一般請求権小委員会

P46 註：

1. 請求権に関しては根本形式問題等で合意がなされたものがなく、また合意した部分のごく枝葉的なものなので合意・未合意の余否を表示せず、両側の立場を説明することでこれに代えた。
2. 請求権問題で政治協商時に非公式で両側から提示された数字及び支払い名目等に関する討議経緯は含めなかった。
3. 専門家会議内容の具体的な数字部分に関する動静を詳述しなかった。
4. 基本立場においての問題点も、今まで討議(大体で日本側が問題化させたもの)だけを収録し、わが側が今後提起すると予想される問題点(例えば名目、支払い方法等)を含めなかった。

P47 項目

P48

韓国側	日本側
. 請求権全般に対する基本立場	
対日請求要綱 8 個項目に記して請求する全額を返還すること。	(1)法律関係及び事実関係が明確な分に限って支払うものなので、金額に相当な変動があるだろう。 (2)請求権を原則的に南韓部分に限定する。 (3) 法律関係及び事実関係の討議の結果として 8 個項目に起訴した金額が決定した後、U.S.Memorandum のいわゆる「Relevant clause」による考慮が行われなければならない。 (4)最終決定された金額は、原則的に同額日本円で支払われなければならない。
. 問題点	
(1) 平和条約、U.S.Memorandum と韓国請求権との関係	

<p>(イ)韓国の対日請求権は本来、日本統治下で韓国民が受けた諸般被害に対する補償を請求しなければならないものなのだが、これを請求権から削除した。</p> <p>(ロ)特に対日請求要綱 8 個項目はその作成において、既に在韓日本人財産の帰属等の事実が考慮されたものである。</p> <p>(ハ)したがって 8 個項目の請求権一部と相殺云々は理屈に合わない。</p>	<p>(イ) 対日平和条約第 4 条の解釈に関しては 1957 年 12 月 31 日付 U.S.Memorandum を採択することで、両側が合意したことがある。</p> <p>(ロ) U.S.Memorandum では在韓日本人財産の処分、韓国の対日請求権がある程度充足したかを Special Arrangement で決定することになっている。</p> <p>(ハ)したがってその「程度」は、韓国側が一方的に決定するのではなく、韓日間交渉によって決定されなければならない。</p> <p>(二)第 4 条で 8 個項目請求から、法的根拠があると認められるものに対する支払金額の決定において、当然この点が考慮されなければならない。</p>
<p>(2) 請求権の南北韓分関係</p>	
<p>(イ)大韓民国政府は国際連合によって韓半島内の唯一の合法政府と認められたし、北韓もその法的統治下にある。</p> <p>(ロ)したがって大韓民国政府は、北韓分に該当する請求権を主張する合法的権能があるものである。</p> <p>(ハ)この問題は請求権問題より高い次元の問題として、会談全般に影響があるものである。</p> <p>(二)平和条約の解釈上から見ても、韓国の対日請求権が南韓部分に局限されるという結論は出て来ない。</p>	<p>(イ)現交渉は平和条約 4 条の規定に記したものが、4 条 a 項は Special Arrangement の状態で「現在当該地域の市政を行っている当局」とした。</p> <p>(ロ)したがって本会談の請求権範囲は、南韓部分に限定されなければならない。</p> <p>(ハ)ただし、韓国の国民感情等問題もあるので、協定には明記しない方法を互いに研究することが良いだろう。</p>
<p>(3) 請求権の対ドル清算問題</p>	

<p>請求権総額が決まったら、終戦(1945.8.9)直後の対米ドル分を日本円 15 円 : 1 ドルで支払わなければならない。</p>	<p>(イ)韓国に対する円貨での債権は、法的に円貨表示金銭債権である。 (ロ)また対ドルや金約款があったのではないから、円貨表示金額自体の支払いも足りる。 (ハ)したがって換算はあり得ないし、専売もない。</p>
--	---

P51 要項

P52

<p>第 1 項 : 1909 年から 1948 年までの期間の内、日本が朝鮮銀行を通して韓国から搬出して行った地金及び地銀の返還を請求する。</p>	
<p>韓国側</p>	<p>日本側</p>
<p>基本立場</p>	
<p>本件関係地金、地銀全量を現物で返還することを請求する。</p>	<p>合法的手続きによって搬出したものなので、返還の法的根拠なし。</p>
<p>法理論</p>	
<p>(1) 旧朝鮮銀行の発行準備ないしは支払い準備金として備置しなければならない地金銀を、不自由な雰囲気の下で強制的に日本に搬出して行ったので、返還しなければならない。 (2) 日本が金搬出において、不換紙幣である日本銀行券で名目上の価格を支払ったが、これは当時の金の国際市場価よりずっと低価で不均衡なことだった。 (3) 特に日本が賠償名目で支払った不換紙幣の日本銀行券は戦時、特に終戦直前には事実上の購買力がなかったものである。 (4) また統制経済、供出による日本政府への金の納付もあった。</p>	<p>(1)日本が韓国から金を搬出したのは、当時の法体系下では合法的なことだった。 (2) 日本は金搬出において、その代価を支払ったので無償搬出ではない。 (3)日本が支払った価格は韓国(旧朝鮮)にだけ、特に不当な差別をして決めた価格ではない。 (一時、特に戦争中、価格が不均衡だったことは認める)</p>
<p>事実論</p>	

1909年から1948年までの期間の内、日本が朝鮮銀行を通して韓国から搬出した地金地銀の総計として地金240余トン、地銀67余トンを提示した。	(日本側は当初から本項目の法的根拠に異議を提起し、金額は同意の対象にならない。)
---	--

(訳者註：これは間違っP44に挿入されていたものだが、ここに入るべきか?)

3. 第1項4行……おり、次に「また韓国内に朝鮮銀行という別途の発見銀行を置いていながら」を挿入し、8行からは「特に2次大戦初期から献納または供出の形式で、韓国から金を持ちだした事実を思い起こせば、これを正当な売買だったと認めるのは難しい。韓国側主張の根拠は、代価を支払い適法で買入れたとしても、そのような強制された売買の効力は無効なので返還を要求するものだ。」と対置すること。
4. 第2項(a)の内、韓国側欄を減らすか、日本側欄を「通信国関係に関しては南北韓問題等、事実関係でも法律関係でも問題があるが、今の段階で韓国人に対する推定を韓国側が提示する方法にしたがって作業を進行してもよい。」と対置し、わが側欄の合計……の次に次のように追加すること。「また韓国側は実務者会合において日本側が提示した数字の内、終戦後日本人が支払ったという953,363千円の金額の矛盾点を指摘して反論した。」

P54

<p>第2項：1948年8月9日現在及びそれ以後の日本政府の対朝鮮総督府債務の返済を請求</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 通信部関係 <ul style="list-style-type: none"> イ、郵便貯金、郵便為替、振替貯金等 ロ、国債及び貯蓄債権等 ハ、朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係 ホ、海外為替貯金及び債権 へ、太平洋米陸軍総司令部布告令第3号によって凍結した韓国受取り金 ト、その他 2, 1945年8月9日以後日本人が韓国内各銀行で引き出した預金額 3, 韓国から輸入した国庫金の内、無実税出に因る韓国受取り金関係 4, 朝鮮総督府東京事務所財産 5, その他 	
韓国側	日本側
基本立場	
本件請求は太平洋戦争以前に、既に対照関係が成立していた確認債権なので全額返済を要求	(一般的な見解を表明しなかったが、項目別に対照結果事実関係及び法律関係が明確なものは返済するという立場である)

<p>事実論</p>	
<p>1. 本項に対して韓国側は本項の5項目の内、第1の通信部関係だけを討議し、残りは討議を保留することにして相互合意した。</p> <p>2. 通信部関係分の中で第2の国債及び貯蓄債権に関する分は、第5項に含ませて討議することで提議し、相互合意した。</p> <p>3. 本項で提示される請求金額を相互対照するために専門家会議(Ad hoc Committee)を持つことで合意した。</p>	
<p>(1) 郵便貯金、郵便為替、振替貯金</p> <p>(イ)1945年9月15日現在、韓国(旧朝鮮)で本3個項目の名目下に日本政府を相手に預金されていた韓人、日本人分総計約14億円中、韓人分の返済を要求する。</p> <p>(専門家会議で韓人、日本人分総集計額として1,361,051,980.14を提示した)</p> <p>(ロ) 同総額の内、韓人、日本人分比率は当時の人口比例、口座数及び預金実績を考慮して決定する。</p> <p>(専門家会議で韓人、日本人分比率として0.88:0.12を提示した)</p> <p>(2)国債及び貯蓄債権等</p> <p>第5項に含めて討議することにした。</p> <p>(3)朝鮮簡易生命保険及び郵便年金</p> <p>(イ)1945年9月15日現在本件名目で、韓国で払い込まれた加入者の保険料の内、日本大蔵省預金部に預置されている積立金、及び金の内、韓人、日本人分総計約3億2千2百万円の内、韓人関係分を請求する。</p> <p>(専門家会議で総額として148,840,050円を提示し、韓人、日本</p>	<p>(1) 郵便貯金、郵便為替、振替貯金</p> <p>(イ)(返済余否に対する具体的な言質を回避するが、原則上返済するという態度である)</p> <p>(専門家会議で総額として1,301,663,000円を提示した)</p> <p>(ハ)日本側は3個名目として、韓国から引揚げた日本人に相当な金額を支払ったと主張した。</p> <p>(専門家会議で1945年10月1日以後日本人に支払った金額として953,362,000円を提示した。したがって総額から日本人に対する支払い額を差引きした金額、347,800,000円を基礎に韓人分を算出しなければならないという主張である)</p> <p>(2)</p> <p>(3)(イ)本件は旧朝鮮総督府で簡易生命保険特別会計の名目で、特別独立計定を設置したものである。</p>

<p>人分比率 0.91:0.09 により 135,944,445 円を関係分として請求)</p> <p>(4)海外為替貯金及び債権</p> <p>(イ) 海外為替貯金及び債権は、日本政府が管轄していた韓国の地域内に居住していた韓国人が、その居住地で終戦前に行った郵便貯金、郵便為替、振替貯金、簡易生命保険、郵便年金の内、約 7,000 万円の返済を要求する。 (専門家会議で 69,987,800 円を提示した)</p> <p>(ロ)債権 第 5 項に含めて討議することにした。</p> <p>(5)太平洋米軍陸軍総司令部布告令第 3 号 によって凍結された韓国受取り計定</p> <p>(イ) 1945 年 9 月 15 日以後韓国(事実上米軍政庁)が、韓国の日本管轄区域で韓人、日本人が行った郵便貯金、郵便為替、振替貯金、郵便為替等と、韓国、日本両国人が終戦前後に日本政府から支給されていた賃金等を立替え支払った全ての金額(45,515,886 円)の返済を請求する。</p>	<p>(4)海外為替貯金及び債権</p> <p>(イ)(日本側は公式見解表明を保留) (実務者会議で 4,884,000 円を提示した。 日本側は租借が不可能だということを問い、提示額を主に韓国人炭鉱労働者が置いて行った貯金だと言う。 したがって対照不可能)</p> <p>(ロ)</p> <p>(5) (証憑書類の保管がないので、専門家会議で対照不可能)</p>
--	--

P59

<p>第 3 項 : 1945 年 8 月 9 日以後韓国から移替、または送金された金員の返還を請求する。</p> <p>(1) 1945 年 8 月 9 日以後朝鮮銀行本店から在日本東京支店に移替、または送金された金員</p> <p>(2) 1945 年 8 月 9 日以後逓信供用機関を通じて日本に送金された金員</p> <p>(3) その他</p>
<p>1. 第3項は第5項に含めて討議することにした。</p> <p>2. 第3項の細目、1、2、3の内、2、3は、それぞれ保留することにした。</p>

<p>第4項：1945年8月9日現在、韓国に本店、本社または駐事務所がある法人の、在日財産の返還を請求する。</p> <p>(1) 連合軍最高司令部閉鎖機関令によって閉鎖清算された、韓国内金融機関の在日支店財産</p> <p>(2) SCAP IN1965号によって閉鎖された、韓国内本店保有法人の在日財産</p> <p>(3)その他</p>	
韓国側	日本側
基本立場	
<p>1. 本件財産は本来から韓国法人の財産なので、全額返還を請求する。</p>	<p>韓国側に返還する法的根拠がない。</p> <p>ただし、清算の結果残余財産の分配分で、まだこの分配で保管、または供託中の財産の内、韓国人株主持分権は認定</p>
法理論	
<p>(1) 本件財産はそれが本来から韓国法人の財産なのでこれを請求するものだが、韓国法人というのは同法人の構成員(株主等)の国籍が韓国というのではなく、前記法人は皆日本とは法益を異にする韓国(旧朝鮮)にだけ施行される法によって設立され、その主事務所が韓国(旧朝鮮)に設置されていた法人である。</p> <p>(2)本件請求の法的根拠と軍令第33号とは直接的関連はなく、同軍令の適用は本件法人自体ではなく、同法人の日本人所有株式に過ぎないので、同法人の在日財産に対する所有権は終戦前後を通じて、何ら変動がないものである。</p> <p>(3)SCAPの特定期間の閉鎖、または清算を命じたのは、同機関が戦争遂行等に協力したという意味に過ぎないので、韓国側財産による日本側の利得を企図したものではない。</p> <p>(4)支店は本店と独立した別個の人格ではなく、主権の帰属は不可分という法理論に照らして、権利の所在は本店に</p>	<p>(1)国際法上の私有財産尊重の原則から見て、在韓法人の所在地の独立、または在韓法人の国籍の移動を理由に、その法人の帰属が変更したとせず、これら法人の在日財産に対して、韓国政府として請求権を主張する理由は存在しない。</p> <p>(2)万一軍令33号によってこれら法人の株式を取得し、その株主権によって請求を行うなら、軍令33号の特殊法令は1国の管轄権が及ぶ範囲にある財産に限定されるものなので、この範囲を超える効果は主張できない。これは在韓米軍司令官の権能、軍令33号の明文規定及びSCAP INの内容等に照らして見る時明白である。</p>

ある。	
事実論	
<p>(1)本件財産の清算状況に関して、次の事項を問い合わせる。</p> <p>(イ)清算の根拠</p> <p>(ロ)対象範囲内の財産</p> <p>(ハ)清算進行度</p> <p>(ニ)残余財産処分問題</p> <p>(ホ)清算においての本店負債の考慮余否</p> <p>(2)朝鮮銀行の清算残額 10 億による、日本不動産銀行設立に対して、次の事項を指摘した。</p> <p>(イ)株主の韓人 15 万名は事実と相違</p> <p>(ロ)残余財産は 10 億を遙かに上回るものである。</p>	<p>(1)韓国側の問い合わせに対して、次のように答弁した。</p> <p>(イ)法的根拠</p> <p>1) 閉鎖機関に対しては SCAP IN 74 号、163 号、1253 号及び「閉鎖機関令」等であり、</p> <p>2) 在外会社に対しては SCAP IN 1965 号、「旧日本占領地域に本社を持つ会社の本邦内の財産の整理に関する政令の内である。</p> <p>(ロ)対象財産</p> <p>1) 閉鎖機関としては旧朝鮮銀行、殖産銀行、朝鮮信託株式会社、金融組合連合会の 4 個機関の在日財産であり、</p> <p>2) 在外会社としては金融組合、産業組合以外の 349 社であり、その内 161 社は在日財産がないので解除された。</p> <p>(ハ) 清算進行</p> <p>国内財産として現地債権者に返済し、残余財産を株主に分配したし、大部分は保管または供託中である。</p> <p>(ニ) 本店負債関係</p> <p>日本内の債権、債務だけ清算した。</p>

<p>第5項：韓国法人または韓国自然人の日本国または日本国民に対する国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他請求権の返済を請求する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本有価証券 2. 日本系通貨 3. 被徴用未収金 4. 戦争に因る被徴用者の被害に対する補償 5. 韓国人の対日本政府請求、恩給関係及びその他 6. 韓国人の対日本人または法人請求 7. その他 	
韓国側	日本側
基本立場	
<p>確実な法的根拠に依拠して全額返還を請求する。</p>	<p>(全般的な見解は表明することなく、各細目別討議でそれぞれ細目に従って意見を表示した。)</p>
2 事実論 (各細目ごとに法理論を含む)	
<p>(1) 日本有価証券</p> <p>(イ) 韓国法人または自然人所有の日本有価証券で、現物を保有していたり登録されているものの返還を請求する。</p> <p>(ロ) 1945年9月2日の布告令3号及び在韓米軍政庁軍令2号に違反し、朝鮮銀行東京支店に不法移替した朝銀券担保国債約45億円(額面約47億円)の返還を請求する。</p> <p>(ハ) 以上2個条目総額として8,765,030,574円を提示した。</p>	<p>(1) 日本有価証券</p> <p>(イ) 本件有価証券は次の3個に条目に区分できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 閉鎖機関及び在外会社の分 2) 逓信部の分 3) その他法人と個人所有の分 <p>(ロ) 閉鎖機関及び在外会社の登録国債に対しては、同法人が日本法体系下の日本法人なので、ない。また登録証券はその登録地が日本だから、日本に所在する権利である。(SCAP IN No.1965-3、SCAP IN No.6992参照)</p> <p>したがってこれは日本法人の在日財産なので返還に反対だが、現物処分に対しては返還に応じるものである。</p> <p>(ハ) 逓信部分に対しては証拠が明確でないだけでなく、次の理由で返還に不応。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 朝鮮総督府の継承を国際慣例上納得できないし、 2) 軍令33号はその効果においてTerritorial limitがあるものである。

<p>(2) 日本系通貨</p> <p>(イ) 主に旧朝鮮銀行が保有していた日本銀行券、日本政府紙幣、日本軍票、日本銀行小額紙幣、中国中央準備銀行券の返還を要求する。</p> <p>(ロ) 本件は焼却分と現物保有分があり、総額 1,525,493,702 円である。</p> <p>(3) 韓人被徴用未収金 韓国人被徴用者の賃金、俸給、手当等の未収金で、1950年に連合軍最高司令部当局が韓国側に通報した 237,000,000 円の返還を請求する。</p> <p>(4) 韓人被徴用者に対する補償金 日本政府によって徴用された韓人に対する被害補償を請求する。</p> <p>(イ) 生存者労務者 667,684 名 軍人、軍属 365,000 名 計 1,032,684 名 被害補償金額 186,000,000 余円(1人当たり 200 ドル)</p>	<p>(ニ) 個人及び法人の所有分に対しては、事実を究明して韓国人本来の所有なら返済する。これにおいて現物の保有分は提示を条件に支払うだろうし、個人登録証券は登録が日本になっているものでも支払いに応じる。</p> <p>(2) 日本系通貨</p> <p>(イ) 日本銀行券及び日本政府紙幣日本銀行小額紙幣に対しては、次の原則によるものである。</p> <p>1) 日本人銀行員の立会い下で焼却した分で、流過程程にあったものは返済する。(未発行権を朝鮮銀行に寄託したものがあつたが、これは統制されなければならない)</p> <p>2) 残りは現物の提示を条件に、支払いに応じる。</p> <p>3) 6.25 動乱(朝鮮戦争)中、日本人の立会い下で焼却した分は支払いに応じられない。</p> <p>(ロ) 軍票及び中国中央準備銀行券は韓国とは無関係なものなので、考慮の対象にならない。</p> <p>(3) 金額に納得が行く数字を明かして支払う。</p> <p>(4) (イ)生存者に対しては、本件韓国人が当時日本国籍を持っていたし、日本人(生存者)に対しても戦後補償措置が取られなかったことに鑑みて、支払いが困難である。</p> <p>(ロ)負傷者及び死亡者に対しては、当時の法令による給与金が支払われているの</p>
--	---

<p>(ロ) 負傷及び死亡者</p> <p> 労務者 19,603 名</p> <p> 軍人軍属 83,000 名</p> <p> 計 102,603 名</p> <p> 被害補償金額</p> <p> 178,000,000 余円</p> <p>(死亡者 1 人当り 1,650 ドル 負傷者 1 人当り 2,000 ドル)</p> <p>(軍人、軍属死亡者は死亡と同時に 権利が発生するもので、日本の一 方的立法措置で既得権の喪失を し、また日本人は補償を受けて いるという事実が考慮されなけれ ばならない。)</p> <p>(5) 韓人の対日本政府請求</p> <p> 韓人の対日本政府請求である。</p> <p>(イ) 年金</p> <p> 1) 文官及び軍人、軍属に対する、い わゆる恩給として年金 289,645,000 円(35,120 名分)、一 時金 16,540,970 円(20,268 名分) で計 308,149,970 円である。</p> <p> 2) 本金額は 1 年分を算定して、終戦 後から 20 年分を基準に集計した ものであり、裁定分は記録によっ て未裁定分を申請中のものを計 算したものである。(恩給は既に基 金まで拠出されていた)</p> <p> 3) 日本側の日本国籍保有時期限度も 考慮云々に対しては、その権利が 終戦前に発生したものであり、国 籍規定云々は既得権を持つ者が その喪失を甘受しながら、自分の 意志で国籍を放棄する場合にだ け適用できることを指摘した。</p>	<p>で、未払い分があれば未収金として第 3 に含み整理されなければならないの で、補償金として特別項目を設置する のは反対である。</p> <p>(イ)年金(恩給)</p> <p> 1) 恩給に関して既裁定分だけ支払うとい う狭い態度ではないが、人員を合わせ て国家支弁分に限って支払い、地方支 弁分は対象に入れられない。(しかし 20 年計算は条理に合わない)</p> <p> 2) 軍人、軍属に関する分は日本人と同じ に取扱わなければならないという考え だが、本件該当人の国籍問題と関係、 立法時期、韓国独立及び日本独立等の 時期等に鑑みて、増加恩給以外には支 給の余地がなく、未復員者に対しては 未復員者給与法に依拠する外、別に無 方法である。</p>
---	--

<p>(口) 寄託金 終戦後在日韓国人が帰国する当時、日本政府に預託したものを請求するものである。</p> <p>1) 日本税関保管分 10,510,200 円 5 9 銭</p> <p>2) 日本税関保管分で、日本政府が帰還韓人に対して日本銀行券を朝鮮銀行券(米国政府で提供)に交換してくれたもの 48,714,890 円</p> <p>3) 帰還韓人が朝総連に寄託したが、後に日本政府に引受けられたもの 54,550,000 円</p> <p>(6) 日本人及び日本法人に対する請求 これは韓人の日本生命保険会社に対する請求権として、日本生命保険会社が責任準備金として持っていたもので 438,000,000 円である。</p> <p>(7) その他 討議を保留することにした。</p>	<p>(口) 寄託金</p> <p>1) 日本税関保管分を数字を合わせて支払うものである。</p> <p>2) 日本の税関で交換に保管した分は、やはり数字を合わせて支払うものである。</p> <p>3) 朝総連寄託関係は返還できない。</p> <p>(6) 日本人及び日本法人に対する請求 本件も元来、関係日本生命保険会社と関連したものだが、これを会社に請求するなら韓国に置いて来た財産があるとして、ややこしい問題が提起されるものである。</p>
---	---

<p>第 6 項：韓国人(自然人及び法人)の日本政府または日本人(自然人及び法人)に対する権利として、要項第 1 項ないし 5 項に含まれないものは韓日会談成立後、個別的に行使できることを認めること。 ただし、国交正常化時まで時効は進行していないこととする。</p>	
韓国側	日本側
基本立場	
個人の権利なので認めなければならない。	今回の会談で対韓債務関係一切を解決しなければならない。
法理論	
<p>(1)協定締結以後に同協定に含まれなかった個人の請求権を認めることが法的に妥当である。</p> <p>(2)したがってこのような請求権があると主張する場合、少なくとも裁判を提起できる余地はなくてはならない。</p>	<p>(1)政府間の決定で請求権を解決した後も、個人請求権が残るとしたらひとつの Loop-hole になるものである。</p> <p>(2)日本側は個人私有財産を保護するという立場を取っているので、本項目を入れなくても権利は残るものである。</p>

P71

<p>第 7 項：前記諸財産または請求権から生じた諸過失の返還を請求する。</p>
<p>討議を保留することにした。</p>

P72

<p>第 8 項：前記返済及び決済は協定成立後、即時開始し、遅くとも 6 ヶ月以内に完了すること。</p>
<p>討議を保留することにした。</p>

P73 協助箋

文書番号 外統協 題目 韓・日会談各懸案問題に関するわが側最終立場決定

受信： 政務局長 発信： 通商局長 年月日 63.4.22 第1意見

標記の件に対する当局の意見を下のよう通報するので参考になさるよう願います。

1. 国内情勢が不安定になっている時期に外交交渉を推進するということは、われわれの立場が弱化する憂慮があるので、韓・日問題早急打開の根本目的が経済的な理由から由来するなら、いっそ韓・日経済会談のようなものを開催すれば借款、輸出信用等による経済協力を推進し、通商増進を促進するのが良いだろう。
2. 清算計定支払い期間において、最初の3年案を受諾できないし、日本側が支払い期間を短縮する場合にも、少なくともその期間に均等償還するようにする。
3. 永住権付与の範囲(1)(八)の「準協定上の永住権者」待遇に対する別途規定が必要である。
4. 国籍確認問題と関連して永住権申請方法においての「国籍証明書」添付は、事実上永住権付与を無意味にする怖れがあるので、永住権申請において「国籍証明書」をなくすか、または在日僑胞の国籍が大韓民国であることを挿入するか、両者択一とする。
5. 船舶問題において我々の立場を撤回するよりは、最小限の新造船を貰うように推進する。
6. 文化財問題(第3)において、「可能な限り便宜」という語句は、「最大限の便宜」に修正する。
7. 基本関係を規定する文書形式は、わが側が以北地域の請求権問題において譲歩したとしても、「大韓民国が韓半島の唯一合法政府」という点を明らかにするために、基本条約にならなければならない。 終

通商局長 沈 明元

P74 起案用紙

自体統制 外務事務官 姜相晃 起案処 東北亜課

起案年月日 64.2.3 経由受信参照 建議

題目 韓日会談各懸案問題に対するわが側最終立場

現在交渉中の韓日会談において、各懸案問題別にわが側が取る最終立場を別添案のようにするのがどうかを建議します。

有添： 韓日会談各懸案問題に関するわが側最終立場 1部。 終

関係長官署名

無任所長官	公報部長官	商工部長官
農林部長官	文教部長官	法務部長官
財務部長官	経済企画院長官	国務総理

1. 漁業及び平和線問題

(1) 規制措置

第1案：平和線内での日本の年間総漁獲高を、隻当り年間平均漁獲量で割った数字を出漁隻数で決め、漁獲高を制限する方法を取って、平和線内での日本漁業を終戦の水準に抑制する。

第2案：日本の年間総漁獲高を隻当り年間漁獲高で割った平均隻数に換算し、これを各漁期別に調整分配して最高隻数と最下隻数を決め、漁獲量を制限する方法を取って、平和線内での日本漁業を終戦の水準に抑制する。

(2) 専管水域

第1案：国際原則に沿うようにするが、協定文上では明示しない。

第2案：やむを得ない場合には、経緯度で表示するようにする。

(3) 直線基線

第1案：63.7.12 にわが側が提示した直線基線を主張する。(別添地図参照)

第2案：このせいで交渉推進が不可能な時には、濟州島東側のわが側起点、即ち上白島 - 蓋民浦岬を結ぶ部分の基線を、上白島 巨文島南端 牛島 - 蓋民浦岬を結ぶ部分の基線に修正する。

第3案：第2案で解決できない時は、濟州島西側のわが側起点、即ち黒山島 晩才島 竹島 - 馬羅島を結ぶ部分の基線とする。(ただし、第2及び第3案通りに修正する時には、日本側が専管水域内での漁労権及び管轄権の主張を撤回するという条件でのみ可能である。)

(4) 漁業協力

第1案：漁業協力として長期低利借款で1億ドル以上を確保する。

第2案：漁業協力として長期低利借款で1億ドル程度を確保する。

(5) B2C2区域

第1案：金明代表のB2C2区域の分割原則を堅持する。

第2案：やむを得ない時には政治会談に移して解決する。

(6) 平和線

1. 平和線は国防線として存続させる。ただし、日本との関係においては漁業協定でその性格を規定する。

2. 漁業資源保護、効率的な密輸防止のための情報交換、捜査、検索、犯罪人引渡し等、諸問題に関する韓日間協力のための別途の協定、または合意を見るようにする。

(7) 韓日漁業協定は3年ないし5年間の暫定協定とする。

2. 請求権問題

第1案：(1) 無償 無償3億ドルは6年で均等支払いするようにし、OAによる対日債務も6年間で均等に免除するようにする。

(2) 有償 政府借款2億ドルは年利3.5%で6年間均等供与するようにし、償還期間は7年据置、20年償還とする。

第2案：(1) 無償 無償3億ドルは10年で均等支払いするようにし、OAによる対日債務も10年間で均等に免除するようにする。

(2) 有償 政府借款2億ドルは年利3.5%で6年間均等供与するようにし、償還期間は据置期間7年を含む20年とする。

3. 法的地位問題

(1) 国籍確認

第1案：「在日韓人は大韓民国国民であることを確認する」という国籍確認条項を規定する。

第2案：最終段階に行つて、第1案を撤回する。

(2) 永住許可申請方法

第1案：永住権該当者が提出する申請書だけで(国籍証明の添付なく)永住許可を付与する。

第2案：第1案と同一にする。

(3) 協定対象者の表現

第1案：「在日韓人」と表現する。

第2案：最終段階に行つて「在日大韓民国国民」と表現する。

(4) 財産搬出及び送金

第1案：永住帰国する者の最初の送金額を、一世帯当り米貨1万ドルとする。

第2案：最初の送金額を、米貨5千ドルから1万ドルの間で決定する。

(5) 極貧帰国者の補助金支給

第1案：永住する目的で帰国する大韓民国国民の内、極貧者(生活保護の対象者)に対し、日本政府は再定着金として一世帯当り2千ドルを支給する

第2案：最終段階に行つて第2案を撤回する。

P79 法的地位問題の内、大体で合意を見た問題点

1) 永住権付与の範囲

(1) 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から、継続して日本に居住した在日韓人、及び本協定の効力が発生した後、5年(永住権の申請期間)が経過する日までに出生した彼らの子

(2) 発効以後5年が経過した日以後に出生した者に対しては、未成年時には彼らの父母と同等な処遇をし、成年に達したら彼ら自身の意思により、日本においての在留資格を選択

2) 永住権の申請期間

協定発効後 5 年間

3) 強制退去事由

- (1) 暴力主義的破壊活動による内乱罪、外患罪、政治的目的の騒擾罪で 2 年以上(日本側は刑期を禁錮以上)
- (2) 凶悪犯で 10 年以上(日本側 : 7 年を超過)
- (3) 麻薬犯で 2 年以上(日本側 : 3 回以上の犯罪者含む)
- (4) 外交上の重大利益を害した者 (わが側 : その認定において韓国側の合意必要。日本側 : その施行において韓国側に通報)

4) 戦後入国者の処遇

戦後入国者で相当期間居住した者に対しては、国内法上の永住権を付与(日本側 : 個別的には付与)

5) 財産権と職業権

参政権等権利自体の性質上内国民にだけ許容される権利を除いては、内国民と同等な待遇(日本側 : 国籍による差別待遇はしない)

6) 教育

- (1) 内国民と同等に義務教育を受け、上級学校に進学においての機会均等
- (2) 在日韓人が設立する私立学校卒業者に対する資格認定(日本側 : 難色表明)

7) 社会保障

- (1) 生活が極貧な在日韓人に対して、当分の間生活保護を継続
- (2) その他基本的社会福祉制度の適用(日本側 : 難色表明)

8) 財産搬出と送金

永住する目的で本国に帰国する者は、自分の全ての財産を課税なく搬出

P80

4. 船舶問題

第 1 案 : 衡平と条理に立脚して算出されたトン数の新造船を返還受ける。

第 2 案 : 日本側が国際法上返還義務がなく、請求権に船舶を含ませて解決するという立場に固執し、絶対に応じない時には船舶の返還の代わりに、日本がわが国海運業発展に誠意ある協力を約束し、輸出入銀行にこのような目的のための借款を提供することを約束させる。

5. 文化財問題

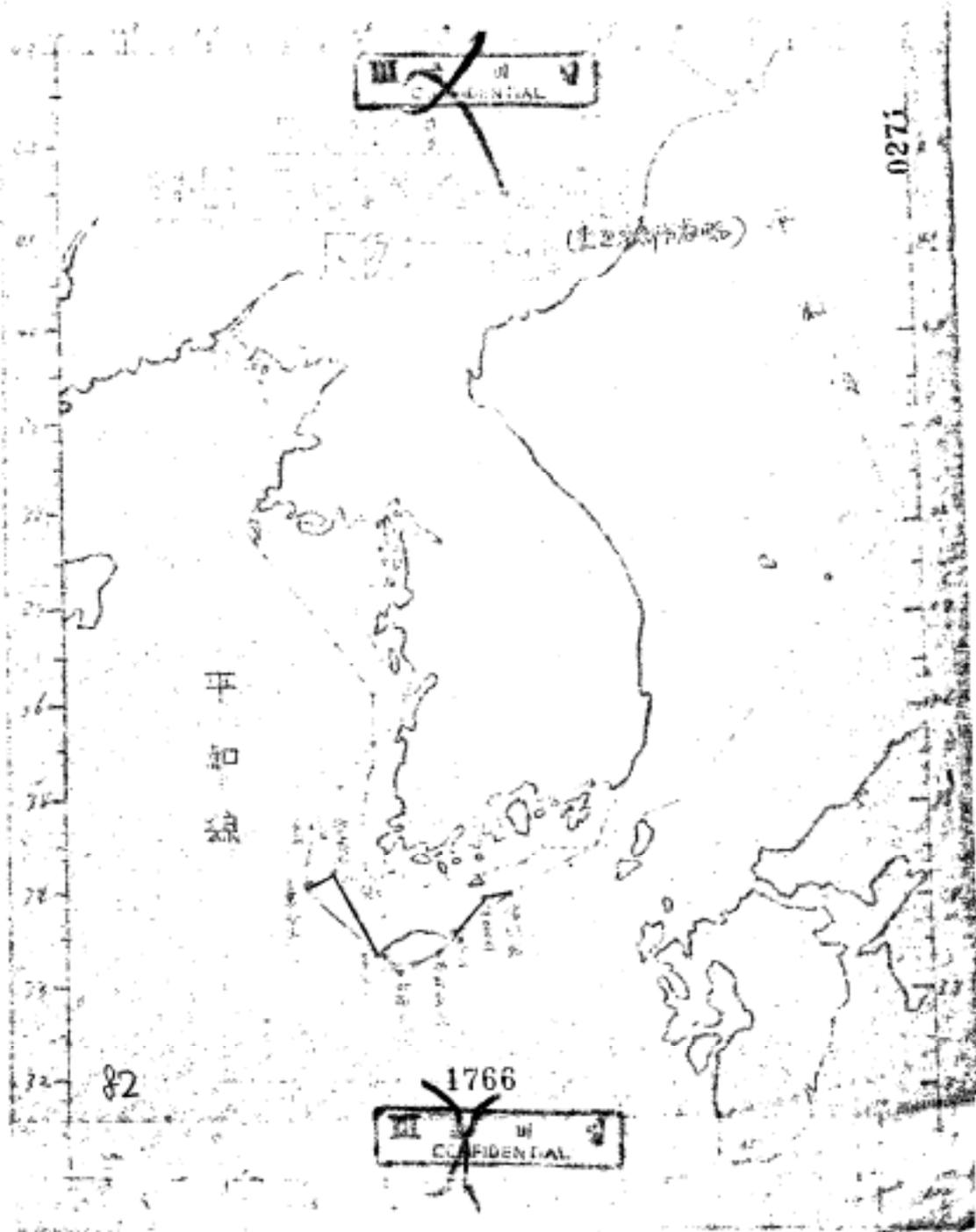
第 1 案 : 国有、公有、私有の全ての文化財を返還させる。

第 2 案 : 国有及び公有は勿論、私有分も自ら返還するように、政府が勧誘及び協力をするようにする。

6. 基本関係

- (1) 基本条約を締結する。

- (2) 「現在行政支配下にある地域及び今後行政的支配下に入る地域とする」という領土事項を挿入する。
- (3) 旧韓日条約の無効宣言、海底電線帰属規定、請求権、漁業及び法的地位に関する解決原則規定等を条約に含ませる。



P83 起案用紙

自体統制 外務事務官 姜相晃 起案処 東北亜課

起案年月日 64.3.4 経由受信参照 稟議

今後開催が予想される韓日会談本会談に備えて、漁業問題を除くその他懸案に関するわが側の立場を別添ように決定し、その立場の枠内で外務部と現地代表団が、その時その時に会談全般の進展状況と日本側の反応等を考慮して、適宜中間案を提示交渉しようと思っておりますので、決済して下さい願います。

- 有添：(1) 各懸案問題に関するわが側の立場
(2) 各懸案問題に関する現在までの両側の立場
(3) 1963.3.19 外政北 722-351 写本。 終

P84 別添 1

各懸案問題に関するわが側の立場

1. 一般請求権問題

1962.11.12.金・大平会談で金額及び条件等に関する原則的な問題に対する合意があったが、同合意ではっきり規定されなかったり、またはその後両側の見解が相反することによって、今も韓日両側の間に意見の差異がある諸問題点に関して、下のような立場を取ることにする。(両側の立場の比較は別添 2 の 1 参照)

イ、名目及び形式

下のような趣旨の条項を協定文に規定することで、請求権問題の解決名目及び形式を処理することとする。

「大韓民国と日本国間の請求権解決及び経済協力に関する協定(抜粋)(案)

「(前文)

大韓民国と日本国はサンフランシスコで署名された日本国との平和条約第 4 条(a)項に規定された請求権問題(説明 1)の解決と、両国間の経済協力の増進を希望し、次のように協定する。

- (1) 日本国は 3 億米合衆国ドルと同等な(円の)価値を持つ日本国の生産物及び日本人の用役を、本協定の効力発生日から 10 年の期間内に(支払い期間は 6 年まで短縮可能)大韓民国に提供する。(説明 2 参照)
- (2) 日本国は 2 億米合衆国ドルと同等な円の借款を、本協定の効力発生日から 10 年の期間内に(支払い期間は 6 年まで短縮可能)大韓民国に提供する。(説明 3 参照)
- (3) 日本国は(総額 1 億米合衆国ドル以上と同等な円の)商業上借款が、日本国の民間商社または国民によって大韓民国政府、民間商社または国民に提供されることを容易にし、促進させるために可能なすべての措置を取る。(説明 4 参照)
- (4) 大韓民国と日本国は本協定の締結によって、サンフランシスコで署名された日本国との平和条約第 4 条(a)項及び(b)項に規定された請求権問題が最終的に解決

されたこと認定する。(説明 5 参照)

説明 1. わが側は現在まで「第 2 次大戦終戦に沿って発生した両国間の請求権問題」という表現を主張し、日本は「平和条約第 4 条(a)項に規定された請求権問題」という表現を主張したが、わが側主張では請求権の範囲がはっきりしない点もあるので、請求権の明確な法的根拠として平和条約第 4 条(a)項を引用しようとするものである。

説明 2. 日本側案に提示された「無償経済協力で提供する」という表現は、請求権としてではなく経済協力で支払うという、日本側の主張だけを表現したものである。これは受け入れない。ただし 3 億ドルの提供が「無償」であり、将来償還しなければならない性質のものではないことを明らかにする必要がある場合には、別途の合意議事録でこれを規定するようにして、また支払い期間を 6 年まで短縮できるという点が、日本側の事情で協定文に規定するのが難しい時にも、別途文書で規定する。

説明 3. 日本側案に提示された「有償経済協力で」という表現は、日本側の主張だけを表現したものである。支払い期間を 6 年まで短縮できるという点が、日本側の事情で協定文に規定するのが難しい時には、別途文書で規定する。

説明 4. 商業上の借款を協定文に規定することが、日本側の反対で不可能な時には、別途文書で規定する。

説明 5.(1)日本側提示した「日本との平和条約第 4 条の問題が最終的に解決されたこと認定する」という表現は、同条(c)項に規定された両国間の海底電線の帰属問題まで含むものと解釈される恐れがあるので、これを「日本との平和条約第 4 条(a)項及び(b)項に規定された請求権問題が最終的に解決されたこと認定する」という表現にする。

(2)また平和条約第 4 条(a)項は「住民」という用語を使っている。日本に居住する韓国民の日本国、または日本国民(法人含む)に対する請求権は、これに因って影響を受けないことを適当な形式で明白にする必要がある。

ロ、計算計定上債務の償還期間問題

無償提供の支払い期間(10 年、短縮可能)内に均等に無償提供額から帳消し召喚することにするか、または日本側案通りに 3 年間で帳消し召喚することにするが、これに因るわが国の対外期待資金の不足分を、無償の提供期間を短縮することで補充するようにする。(説明 6 参照)

説明 6.(1)本項の内容は別途文書で規定するが、場合によっては協定文で規定することとする。

(2)日本側は最初 3 年間で償還することにするが、これによって韓国側外貨所要に狂いがある時には借款支払い期間を短縮実施すると言うが、これは韓

国側の利子支払い額の増加を招来するものなので、日本側の主張を受諾しないで、日本側が言う借款支払い期間の短縮の代わりに、提供の支払い期間短縮を提議しようというものだ。この場合、無償提供額は最初 3 年間は 4,050 万ドルずつ、4 年目から 10 年目までは年 2,550 万ドルずつ提供を受けられるようにすることを、最終の立場とする。

八、海外経済協力基金借款の償還期間問題

20 年償還期間とするが、最初の 7 年間は据置き期間とする。(説明 7 参照)

説明 7. 金・大平合意事項に「7 年据置き 20 年償還」となっているのに照らして、わが側は一次的に「7 年据置き後、20 年償還」という立場を取ったものだが、日本の海外経済協力基金の関係規定は、据置き期間が償還期間内に含まれていると規定しているものと解釈されるので、本案を採択することにするのだが、これにおいては清算計定上負債償還期間に関する交渉と勘案して行きながら、同交渉をわが側に有利に妥結するようにする交渉手段として利用するようにする。

二、輸出入銀行の借款の性格

上のイ、項で説明した協定案第 1 条 3 項のように、日本国は商業上借款が提供されることを容易にし、促進させるために可能なすべての措置を取ることとする。(説明 8)

説明 8. 輸出入銀行の借款に関してわが側は「輸出入銀行による最も有利な条件の借款 1 億ドル以上を、日本政府関与に依って」と明示しなければならないという立場を取っていたが、62.11.12.の金・大平合意によれば、金額 1 億ドル以上だけが規定され、条件等に関しては規定されたことがないので、本項の借款は商業上の借款として取り扱われたのである。

ホ、以北地域の請求権問題

本協定による請求権の解決が、以北地域の請求権まで含むかの余否に関しては、協定文に明文で規定せず、両国政府がそれぞれ適切な説明で自国民を納得させることとする。(説明 9 参照)

備考：支払い及び輸入手続き等に関する細部問題に関して、韓日両側間に合意がなければならないが、これに関しては 1963.3.10.外政務 722-351 号で既に代表団に訓令したことがある。(別添 3 参照)細目協定に関する政府案は後に、別に作成し送付するものどである。

説明 9. 現在までわが側は大韓民国が韓半島で唯一な合法政府であり、またわが国憲法上その主権は以北地域まで及ぶものなので、韓日間の請求権問題解決には以北地域に関連する請求権も含まれるものと主張したし、日本側は平和条約第 4 条 (a)項の解釈上以北地域はこれに含まれないと述べ、ただし現在では以北地域には交渉の相手者になる「当局」がないという立場を取っている。この問

題に関する両側の立場は顕著な距離を置いたまま平行線を歩いており、色々な内部事情によって互いに譲歩できない難しい立場にあるので、何らかの折衷点を発見するのが難しいことだから、これに関しては明文で規定をしないで、協定締結後に両国政府がそれぞれ自国民に対して、適切に説明する方法しかないようだ。勿論両国間で非公開協定を締結し、大韓民国が国土統一以後に以北地域の請求権問題を提起しないことと、日本が大韓民国の国土統一以前に以北地域の請求権問題に関して、北傀と具体的交渉をしないことを相互約束する方法や、または今回の解決が以南地域の請求権問題に局限し、以北地域の請求権問題は未解決で残るということを、韓日間で明文で合意することで、以北地域の請求権問題に対して大韓民国がひとつの潜在的な権利を持っているということ、日本に認めさせる方法も考慮できるが、日本側がこれに応じるかが疑問であり、また応じるとしても将来もしも日本社会党が執権した場合には、実効がないことが予想される。

2. 法的地位問題

現在までの交渉結果を勘案して、各問題点に関し、下のような立場を取ることとする。
(両側の立場の比較は別添 2 の 2 参照)

イ、永住権付与の範囲

- (1) 太平洋戦争の戦闘が終結した日(1945.8.15)以前から継続して日本に居住した大韓民国国民、及び彼らの直系卑属で永住権申請期間(5年)が終了する日までに出生した者に対して、協定上の永住権が付与される。
- (2) 協定永住権者の直系卑属は、彼らの父母と同等な処遇を受ける。
- (3) 協定永住権者の直系卑属が成年に達し、日本国に永住することを申請する場合、協定永住権者の退去強制事由に該当しない限り、彼らの永住は許可される。
- (4) 終戦後日本に入国し、日本国政府から在留許可を受け相当期間居住した者に、入管令による永住権を付与する。

居住期間が相当期間に達しない者であっても、日本国政府から在留許可を受けている者には、今後も在留できる資格を継続認定する。(説明 10 参照)

説明 10. 終戦後入国者取扱い問題は、交換覚書等の別途文書で規定することとする。

ロ、永住許可申請方法

- (1) 日本政府は永住権該当者が提出する申請書だけで(国籍証明の添付なく)、永住許可を付与する。ただし、申請者の内、その国籍がはっきりしない者に対しては、その時毎に韓国政府機関がその国籍が証明されるよう協助する。
- (2) 永住許可の申請期間は本協定の発効日から 5 年間とする。(説明 11 参照)

説明 11. 不可避な事由で期限以内に永住権付与を申請しなかった時には、期限後にも申請できるようにする方途が備えられるよう努力する。

ハ、退去強制事由

- (1) 内乱及び外患の罪で2年以上の禁錮、または懲役の刑を受けた者、ただし執行猶予を受けた者と、内乱に付和随行したことによって刑を受けた者を除く。
- (2) 凶悪な犯罪に因って10年以上の(または7年を超過する)禁錮、または懲役の刑を受けた者。(説明12参照)
- (3) 営利を目的に、または3回以上麻薬類取締りに関する日本国の法令に違反し、5年(ないし3年)以上の禁錮、または懲役刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。(説明13参照)
- (4) 日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者。ただし、本項該当余否の認定においては、韓国政府との合意を要する。(説明14参照)

説明12. 凶悪犯と麻薬犯に関しては、退去強制の実施において日本国政府が法の運営上、人道的な考慮をすることを合意議事録に規定するようにする。

説明13. (1) 凶悪犯及び麻薬犯の刑期は、一次的に10年以上(凶悪犯)と5年以上(麻薬犯)を主張し、これで妥結できない場合、最終的に凶悪犯で「7年超過」、麻薬犯で「3年以上」を提示する。

(2) 日本側は麻薬法関係法令の改正で、「常習で」という用語がなくなったので、「常習で」の代わりに「禁錮以上の刑を3回以上受けた者」とすることを主張している。

説明14. (4)項は最終段階に行って、やむを得ない場合に限ってわが側が受諾することとするが、わが側との合意が必需要件になれば、事実上これに因る強制退去は、わが側が実質的に防止できるだろう。

ホ、財産権と職業権

在日韓人が経済的社会的活動をするにおいて、参政権等権利自体の性質上、内国民にだけ許容される権利を除いては内国民と同等な待遇を受け、特に就職と金融面において内国民との差別待遇を受けない。(説明15参照)

説明15. 交渉技術上、一次的には「内国民と同等な待遇」という表現の使用を要求することとする。

ホ、教育問題

本協定の永住権者は内国民と同等に日本の義務教育を受け、上級学校に進学において均等な機会が付与される。在日韓人が設立した私立学校が、大韓民国政府の認可を受けた場合には、同学校修了者に対して日本国政府は、上級学校に進学において外国で同級の教育を受けた者と同等な資格を認定することとする。(説明16参照)

説明16. 後段の私立学校問題は、別途文書で規定しても構わない。

ヘ、社会保障

- (1) 日本政府は日本国で実施されている社会保障及び社会福祉制度の中で、特に基本的なものは永住権者にも内国民と同等に適用する。
- (2) 生活が極貧な在日韓人には、内国民と同等に生活保護を当分の間続ける。

チ、財産搬出と送金

- (1) 財産搬出：永住する目的で本国に帰国する者は、絶対的な禁制品を除いては、全ての財産を課税なく搬出できる。
- (2) 送金：上記の者が帰還時に一時携帯、ないし送金できる金額は、一世帯当り米貨 5 千ドルから 1 万ドルの間で決定することとし、残余金額は日本の銀行に預金して送金することとする。

リ、極貧帰国者の補助金問題

「永住する目的で帰国する大韓民国国民の内、極貧者に日本政府が再定着金として 2 千ドルを支給する」という主張は、最終段階に行って撤回する。(説明 17 参照)

説明 17. 第 4 次及び第 5 次会談時にわが側が提起した問題だが、当時日本側は一般請求権問題との関連下でなら討議できる問題だが、支払う意思がないと立場を強く取ったことがあった。

ヌ、国籍確認問題

「在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」という国籍確認条項の挿入主張は、最終段階で撤回する。(説明 18 参照)

説明 18. 在日僑胞はわが国国籍法によって、彼らの政治思想如何にかかわらずわが国の国民なので、在日韓人が大韓民国国民であることを確認するという条項を、必ず置かなければならない法律的な必要性はないものである。わが側の国籍確認条項の挿入を撤回したとしても、協定の対象者である在日僑胞の表現を「大韓民国国民」と規定し、その「大韓民国国民」は大韓民国の憲法と国籍法による者だという点を公式記録に残すようにすれば、在日僑胞の全部が本協定の適用を受けられるようになるという主張の根拠を備えられる。

ル、協定対象者の表現問題

最終段階で協定対象者を、「大韓民国国民」と表現する。(説明 19 参照)

説明 19.(1) 上の説明 19 で説明したように、「在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」という国籍確認条項の挿入主張を撤回すると同時に、協定対象者を「大韓民国国民」と表現するが、公式記録に「本協定で大韓民国国民というのは、大韓民国の憲法及び国籍法が適用される全ての者をいう」というわが側の立場が記録されるようにする。

(2) 国籍確認条項の撤回及び協定対象者を「大韓民国国民」と表現するという問題は他の問題点、特に永住権申請時の国籍証明書の添付余否問題と関連させて交渉する。

3. 船舶問題

日本側は船舶を返還しなければならない国際法上の義務がないと言っており、また一般請求権で「莫大な金額」を支払うことになる事実を考慮して、一般請求権を解決する協定の中に、船舶問題も含ませて解決すると規定しようと言う一方、平和線で拿捕され

た日本漁船に関する日本側の請求を主張しないことにするとやっているのを考慮して、
下のような立場を取ることとする。(別添 2 の 3 両側の立場備考第 5 項参照)

ロ、解決方法

(1)政治的解決を期して応分のトン数の新造船で返還するようにする。(説明 20 参照)この
場合に名目、トン数等は下のように決定する。

(イ)解決名目

最小限「経済協力のための無償提供」の名目とする。(説明 21 参照)

(ロ)要求トン数

総 6,000 ないし 20,000 トンの新造船とする。(説明 22 参照)

(ハ)細部事項(船舶の形別、隻数、各船舶のトン数、設計等)

総トン数が決定した後に決定する。

(2)日本側が最後まで返還に応じない場合には、他懸案の(例えば漁業に関する)交渉を有利
にする交渉手段として使って行きながら、わが側要求を撤回する。(説明 23 参照)

説明 20. 船舶問題を政治的に解決しなければならない理由は、次の通り。

- イ、韓日両側の法理論が極度に対立していて、事務折衝を通じた解決がほとんど不可能である。
- ロ、わが側が提示した置籍船名簿に対して、日本側が提示した調査結果によれば総 668 隻の内、27 隻だけが現存することとなっているが、この調査結果が不当だと主張できる反証の提示がない。
- ハ、わが側が要求する船舶はその間老朽して、現在では廃船に近い船舶なので、新造船で貰わなければならないが、このような折衝は政治的交渉によるしかない。
- ニ、日本側は拿捕船舶の返還を要求しているが、この問題を全面的に黙殺していても妥結を期せない現実なので、これをわが側要求との関連下で政治的に解決しなければならない。

説明 21. 名目に関しては一般請求権の名目との関連もあり、また日本側の立場と感情もあつたりして、韓国側が望むように「返還」されるのは困難なものと思われる。なので可能な限り「返還」を主張するが、返還される船舶の総トン数との関連下で「引渡し」「無償提供」「経済協力のための無償提供」の順で案を提示する。

説明 22. 要求トン数の算出根拠は次の通りである。

- イ、置水船に関する日本側の態度は討議に応じないと言うほど強硬で、またわが側の法理論が客観的に見る時に、必ずしも日本側を納得させられるものではないので、交渉技術上治水船に対するわが側の要求と日本側の対韓要求(拿捕漁船に対する返還請求がほとんどである)を相殺して、計算から除外することにする。

- ロ、置籍船返還請求の法的根拠である 2168 号は 1951.9.11.現在の状態で返還せよとしたのだが、当日現在の置籍船は平均船舶寿命の 2/3 を経過したので、総要求トン数の 1/3 に該当する 27,000 トンの新造船の互容だけが残存しているという計算になり、
- ハ、上記した 2168 号は 1951.9.11.現在の状態で返還せよとしているが、日本政府がこれを即刻履行したとしても、沈没したものは沈没した状態で返還せよというものなので、法的所有権だけ返還され、実物は返還されなくなるだろうが、日本側の調査結果によると、現在ではこのような船舶がトン数において 30,000 トンと言うので、
- 二、以上の事情を考慮して、次のような計算でわが側要求トン数の上限を決める。

$$(83,000 \text{ トン} - 30,000 \text{ トン}) \times 1/3 = 18,000 \text{ トン}$$

$$(\text{要求トン数}) - (\text{沈没船}) \times (\text{残存船齢}) = (\text{新造船互容})$$

$$= 20,000 \text{ トン}$$

ホ、わが側要求の下限は、日本側が第 1 次及び第 6 次会談で非公式に、第 3 次会談では公式にそれぞれ 6,000 トンの線での解決を提案したという事実を考慮して 6,000 トンとする。

説明 23.船舶問題に関して日本側が取っている立場から見て、日本側がわが側要求に応じる可能性はごく希薄で、もしも日本側がわが側要求に従ってある程度の新造船を返還するとしても、金額に換算したら大きな金額にならないので(例えば日本側が過去に提示した 6,000 トンを商船 1/2 及び漁船 1/2 の比率で貰うとする場合、金額に換算すると約 \$3,000,000 になる)、船舶返還要求を放棄することで他の懸案問題を解決するにおいて、それ以上の利得をもたらすことがある場合には、船舶返還要求を放棄した方がより実利があるだろう。

4.文化財問題

返還名目及び形式と返還対象品目に関して、両側の立場に差異があるが(別添 2 の 4 両側の立場備考参照)、このような問題をそれぞれ下のような方法で解決する。

イ、名目及び形式

次のような要旨の議定書形式を採用して解決する。(説明 24 参照)

「大韓民国政府と日本国政府間の(文化財及び)文化問題に関する議定書」(抜粋)(案)(説明 25 参照)

「(前文)

大韓民国政府と日本国政府は両国間の文化に関する伝統的な深い関係と、大韓民国がその歴史的な文化財に対して持つ深い関心を考慮して、また両国間の学術と文化の発展及び研究に寄与するために、次のように協定する。」(説明 26 参照)

「(第 1)

大韓民国政府と日本国政府は両国間の文化関係を増進させるための方途を早急に講ずることとする。」(説明 27 参照)

「(第 2)

日本国政府は本議定書の効力発生後、可能な限り早急に付属書に明示される(説明 30 参照)韓国文化財を大韓民国政府に対して引き渡す(TURN OVER)こととする。」(説明 31 参照)

「(第 3)

大韓民国政府と日本国政府はそれぞれ自国の美術館、博物館、図書館及びその他資料編集施設が保有する文化財を、他方国の国民が研究させる機会を与えるために、可能な限りの便宜を提供することとする。」(説明 32 参照)

説明 24. 日本側が提示した「日本国政府と大韓民国政府間の文化上の協力に関する議定書要綱」は、その題目や内容においてわが側が受諾するのに困難な点があるが、これを議定書として規定するという方法は、1957.12.31.のオーラル・ステイメントの前例よりもずっと丁寧に扱ったものなので、「議定書」にするという方式は受け入れることとする。また日本側から提議した文化協定締結交渉の開始問題と美術館、図書館、博物館等、利用の便宜提供問題は、実質的に重大な利害関係を持つ問題ではないと考えられるので、文化協力を強調するような表現を、適切な表現に対置する程度の修正を加えることで受け入れるのが、問題解決を促進する方途と思われる。

説明 25. わが側の立場は元来、韓日間の文化協力問題とは関係なく、韓国の文化財を返還しなければならないというものだが、返還義務はないが文化協力の見地から寄贈するという日本側の立場を全く無視しては交渉の妥結を期せられないので、「文化財及び文化問題に関する議定書」という題目を提示して交渉することとする。ただし、名目問題でわが側が伸縮性を持つことでより多くの品目を返還して貰えとか、またはその他やむを得ない事情がある場合には、題目は「文化問題に関する議定書」という程度で受け入れることとする。

説明 26. 日本側には文化財の返還に関する条項において、「大韓民国においての学術及び文化発展及び研究に寄与するために、大韓民国がその歴史的な文化財に対して持つ深い関心を考慮して」という表現を使ったが、このような表現を使えば「文化協力の見地から寄贈する」という日本側の立場が余りに強調され、「当然返還されるべきものを返還受け」というわが側の立場は全く抹消されるもので、このままでは受け入れるのが難しいものだが、だからとこのような表現を全て削除しようというのは日本側に難点が多いので、これを前文の中に適切に挿入し、両側がそれぞれ自分側に便利な解釈をできる余地を残して置くことで解決しようというものだ。

説明 27. 日本側案には「両国民間の文化交流を緊密にするための協定を締結する目的で、早急に交渉を開始」しようとなっているが、これは文化協定の締結を意味するものである。しかし日本との文化協定締結は日本の出版物、映画等日本文化の韓国への急激な進出を容易にするのに過ぎないので、日本側の提議を正面から拒否はしないが、婉曲にこれを避けようというものだ。

説明 28. 日本側の立場は一部の国有分だけ寄贈するというのに反して、わが側の立場は国家と個人が占有するものを共に返還受けなければならないという立場なので、交渉結果国

家占有分だけで決定したとしても、付属書に民間占有分は明示しなければよいので、議定書には日本側が主張するような「日本政府が所有する」という表現は使わないこととする。

説明 29. 日本側の立場は「寄贈する」というもので、わが側の立場は「返還する」というものだが、両側の立場はそのままでは到底妥結できないものなので、これを 1957.12.31.のオーラル・ステイトメントの前例に従って引き渡し(TURN OVER)という中立的表現で解決するようにする。

説明 30. これはどこまでも考古学的文化財を対象とするものなので、これに因って日本文化の急激な浸透を招来するだろうとは思われない。

ロ、返還対象品目

(1) 国家占有物

(イ) 考古、美術品

1) 東京、京都両大学分

最終段階では撤回する。(説明 31 参照)

2) 東京博物館所蔵品

最後まで全品目返還を強力に要求する態度を堅持し、最大限の返還が実現するようにする。(説明 32 参照)

(ロ) 典籍

可能な限り最大限度に実物返還が実現するようにし、その外に現在日本の各図書館、文庫等で保管している壬辰倭乱時に奪去した貴重図書の複写提供を要求する。(説明 35 参照)

(ハ) 通信文化財

最大限の返還を要求する。

説明 31. 両大学の考古学教室にある若干の考古、美術品に対して日本側は、大学のものは管轄も違い返還工作が難しいという立場を取っているので、わが側としても大学の研究機関を尊重するという明文下に、最終段階ではこれを撤回することとする。

説明 32. わが側要求品目のほとんどはこの項目に属しているが(総 969 点)、これに対して日本側(特に東京博物館側)はこれが同博物館所蔵韓国品の全部なので、全部返還するのは難しいと主張をしているので、全部返還して貰うのは難しいだろうから最大限の返還が実現するようにする。

説明 35. 本項の主要該当品目は宮内庁図書として保管の漢籍、記録等が主だが、これに対してはわが側に目録上の準備がなく、ただ京都大学河合文庫官簿記録 157 巻の目録だけを準備している。わが側としては関東大震災時に東京大学所蔵品の内、五台山史庫実録を始めとして多数の漢籍が焼失したことを指摘し、第 1 次的には実物全部返還を主張することとするが、これが上手く行かない場合には現在日本の各図書館、文庫等で保管している壬辰倭乱時に奪去した貴重図書の複写提供を要求することとする。(現在これら典籍のマイクロフィルムが東洋文庫で作成したものがある)

(2) 民間占有文化財

民間の自発的な返還を促すようにする。(説明 34 参照)

説明 34. 民間占有文化財の返還は日本側としても事実上応じるのが難しい点があるので、この問題は日本の民間人有志たちの協力を得て、自発寄贈の方法で可能な限りの返還が可能ないように推進するが、日本政府はこのような返還を奨励するという意が、合意議事録に規定されるよう交渉することとする。

5. 基本関係問題

本問題は第 4 次会談以後討議されて来なかった中、1962.12.21.わが側が原則的な解決方針を提示したことがあった。(別添 2 の 5 両側の立場備考参照)これに対して日本側からまだ立場の表示がなかったので、わが側の具体的な立場は日本側の立場が提示された後に決定するものだが、まず下のような立場を取る。

イ、基本関係を規定する文書の形式

原則的に基本条約とする。ただし、日本側が共同宣言形式を主張する場合には、同共同宣言にわが側が基本条約で規定しようとする内容を実質的に規定できる限りにおいて、これを採択することとする。

ハ、文書に規定される内容

日本側の立場が提示された後に、これを検討して決定する。

6. 独島問題

日本側の国際司法裁判所に対する提訴提議に対して、韓国側は 1962.11.12.金・大平会談で第 3 国による調停(mediation)という代案を提示したが、これに対して日本側は「調停機関による調停」即ち国際法上の協議の調停(conciliation)で、一定の期間(例えば 1 年)の間に解決を見られない場合には、国際司法裁判所に提訴しようという立場を取っている。(別添 2 の 6 両側の立場備考参照)本問題は国民感情に直結する問題なので、現在のわが側立場から後退することなく、第 3 国調停(mediation)の方法をそのまま堅持することとする。(説明 35 参照)

説明 35. 独島問題は元来韓日会談の懸案問題ではなかったが、韓日会談の枠の外ではこの問題が両国間の論争の対象になり続けていた。日本側は 1962.3.の外相会談時に独島問題を提起したことがあり、その後日本政府当局者は国会での答弁や、その他の発言で、独島問題の最終的な解決を見られなくても、少なくとも何らかの方式で解決をするという原則だけでも、国交正常化以前に決定しなければならないという立場を強力に取っている。1962.11.12.金・大平会談で本問題が再び提起され、日本側は国際司法裁判所に対する提訴という従前の立場を再び明らかにしたが、わが側は日本側の執拗な追及を回避すると同時に可及的に現状維持を目論み、独島に対するわが国の領有権を既成事実化する道を備えるために、第 3 国による調停という代案を提示した。これに対して日本側は、第 3 国による調停が一定期間(例えば 1 年)の間に結末を見られない場合には、国際司法裁判所に提訴しようという立場を取っている。しかし現在の国際司法裁判所には日本人判事が任命されていて、その雰囲気わが側に不利なだけでなく、国際司法裁判所に

提訴することになると同裁判所の規定に従って、判決前にわが側が既に独島に設置した施設及び警備員を撤去しなければならない恐れもあると同時に、北傀が利害関係のある当局として参加を主張する恐れもあるので、国際司法裁判所に提訴するという案はわが側としては受諾できないものだ。

P102 別添 2 の 1 一般請求権問題の内、原則的な問題

1. 名目及び形式

韓国側	日本側
<p>(前文) 大韓民国と日本国は、第 2 次世界大戦終結によって発生した両国間の請求権問題の解決と、両国間の経済協力の増進を希望し、次のように協定する。</p> <p>第 1 条 大韓民国政府と日本国政府は、次のような措置を取ることに合意する。</p> <p>(1) 日本国は……アメリカ合衆国ドルと同等な円の価値を持つ、日本国の生産物及び日本人の役務を、本協定の効力発生日から……年の期間内に、大韓民国に提供する。</p> <p>(2) 日本国は……アメリカ合衆国ドルと同等な円の金額の借款を、本協定効力発生日から……年の期間内に、大韓民国に提供する。(海外経済協力基金によるもの) (2 億ドル分)</p> <p>(3) 日本国は……アメリカ合衆国ドルと同等な円の金額の借款を、本協定効力発生日から……年の期間内に、大韓民国に提供する。(輸出入銀行によるもの) (1 億ドル以上)</p> <p>(4) 大韓民国と日本国は本協定の締結により、第 2 次世界大戦終結によって発生した両国または両国民間の請求権問題が最終的に解決したことを認める。(1962.12.31 予備交渉第 20 次会議時に提示)</p>	<p>(前文) 日本国政府及び大韓民国政府は、サン・フランシスコで署名された日本国との平和条約第 4 条(a)項に規定された請求権問題を最終的に解決することを希望し、また日本国政府が大韓民国の経済の開発発展に寄与することを希望し、次のように協定した。</p> <p>(第 1) 日本国は……アメリカ合衆国ドルと同等な円の価値を持つ、日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生日から……年の期間内に無償経済協力として、大韓民国に提供する。</p> <p>(第 2) 日本国は……アメリカ合衆国ドルと同等な円の額までの貸付を、この協定の効力発生日から……年の期間内に有償経済協力として、大韓民国に提供する。</p> <p>(第 3) 日本国と大韓民国は本協定の締結により、サン・フランシスコで署名された日本国との平和条約第 4 条の問題が最終的に解決したことを認める。(1962.12.10 伊関駐オランダ日本大使が来韓時に提示)</p>

2. 以北地域の請求権問題

韓国側	日本側
<p>大韓民国政府は韓半島内の唯一な合法政府なので、北韓地域の請求権も韓日会談で同時に解決されなければならない。</p>	<p>大韓民国政府が現在施政している地域は以南地域なので、平和条約第4条(a)項の規定によって大韓民国政府と解決するのは、以南地域に関する請求権問題だけであり、以北地域に関する請求権も未解決で残ることになる。</p>

3. 清算計定上債務の償還期間問題

韓国側	日本側
<p>供与額3億ドルに関して、清算計定の債務(\$4,573万)を供与額に含ませて解決することで合意したのに従い、その金額から減らしていくにおいては、供与額の支払い期間(10年または短縮可能)で均等で支払って行くのが、最も妥当な方法だと思う。(1963.1.23 予備交渉第23次会議で提示)</p>	<p>(1)韓国側は清算計定の債務額を、3年間で均等償還する。 (2)ただし、韓国側がその外貨事情や内資事情等によって希望する場合には、毎年度韓国側の要請によって、当該年度においての日本からの無償供与額を債務対象該当額分だけ減額し、これで韓国側が同債務を支払ったものと見なすこととする。 (3)上記の(1)及び(2)の措置の結果、当該年度においての韓国側の対外期待資金が不足し、そのせいで韓国の5ヵ年計画遂行に支障を招来する場合には、日本側からの有償経済協力の短縮実施を考慮する。(1962.12.26 予備交渉第21次会議で提示)</p>

4. 海外経済協力基金借款の償還期間問題

韓国側	日本側
<p>償還条件はこれを「隔年借款額輸入分に対して、それぞれ据置き期間20年間で均等分割し、償還する」としなければならない。(1963.1.23 予備交渉第23次会議で提示)</p>	<p>本件借款の条件は年利3.5%、償還期間20年以内とする。前項において「償還期間20年以内とする」としたのは、海外経済協力基金業務方法書にこれと同様の規定があるのを引用したのだが、日本政府としては具体的な償還期間としては大平・金会談の趣旨に沿って、20年程度を念頭に置いている。前項において据置き期</p>

	<p>間に言及しないのは、細目に関しては今後の交渉で順次に決定して行くのが適当だと考えたからだが、日本政府としては大平・金会談の線に沿って、一応7年程度を念頭に置いている。(1962.12.26 予備交渉第21次会議で提示)</p> <p>(韓国側が償還期間に関して前記のような立場を提示したのに対して、日本側は1963.1.28の予備交渉第24次会議席上で、据置き期間7年は償還期間20年の中に含まれるものと説明したことがある。</p>
--	---

5. 輸出入銀行の借款の性格

韓国側	日本側
<p>輸出入銀行の借款に関しては、「輸出入銀行による最も有利な条件の借款1億ドル以上を、日本政府の関与に依って」と明示しなければならない。(1963.1.23 予備交渉第23次会議で提示)</p>	<p>プロジェクトの種類、金額、金融機関(輸出入銀行及びその他の民間金融)、条件等は、全て民間の通常の商談に任せ、したがってまた特に借款の上限も決めないが、日本政府はこのような種類の借款に関しては、日韓外交正常化以前でも実施が可能ないように措置する。</p> <p>前項において総額を明示しない理由は、このような種類の信用供与の性質上、予め総額を政府間で決定することは不合理だからだ。しかし万一韓国側が国内対策上、何らかの具体的な金額に言及する必要があるなら、例えば1億ドル以上という表現を使っても構わない。「金融機関(受銀及びその他の民間金融機関)」とした趣旨は、商業ベースによる通常の信用供与は個々のプロジェクト別に受銀と市中銀行の協助融資によって行うのが、わが国における現行方法なので、その事実を記述したに過ぎない。(1962.12.26 予備交渉第21次会議で提示)</p>

在日韓人の法的地位問題

1. 永住権付与の範囲

韓国側	日本側
<p>在日韓人で、太平洋戦争の戦闘が終了の日以前から継続して日本に居住している者、及びその後本協定の効力が発生する日から 20 年が経過する日までに出生する子孫に対して、協定上の永住権が付与される。</p> <p>20 年が過ぎた日から出生する子孫に対しては、その時になって再び協議することとする。(1961.12.19 第 6 次韓日会談第 3 回公式委員会で提案。1962.12.7 予備折衝法的地位関係第 9 回会議で文書で再確認)</p>	<p>日本国政府は、太平洋戦争の戦闘が中止した日以前から継続して日本に在留する大韓民国国民、及び日本国との平和条約の最初の効力発生の日までに日本国で出生し、継続在留しているその子に対して、日本国での永住を許可する。</p> <p>上記規定により永住が許可された者の子に関しては、その子が成人に達する時までは在留資格を保有することなく日本国に在留できるとし、成人に到達したらその子の自由意思に沿って、日本国においての在留資格を選択させる。その子が永住を希望する場合には、日本国政府は一般外国人に適用される永住許可の条件、手続き及び手数料に関する日本国法令の適用を、可能な限り免除する。(1962.11.30 予備折衝法的地位関係第 7 回会議で文書で提案)</p>

- 備考(1) 上記提案の説明において日本側は、子孫の在留資格選択時日本国での永住を希望する者には入管令に依る一般永住権を付与するが、一般外国人よりは強化された永住権(特に退去事由において)になるだろう。(予備折衝法的地位関係第 6 次会議日本側発言)
- (2) 退去事由に関する日本側意見に韓国側が合意すれば、永住権付与の範囲を協定発効時までに拡大することを考慮する。(予備折衝法的地位関係第 12 次会議日本側発言)
- (3) 子孫が成人に到達したら原則的に選択と同一な結果をもたらす帰化の機会を付与する。(予備折衝法的地位関係第 2 次会議日本側発言)
- (4) 子孫を漸次日本人化させようというのが日本側の根本立場であり、子孫に至っても帰化を願わない者は一般外国人として取り扱うのが正しい。(予備折衝法的地位関係第 2 次会議、8 次会議日本側発言)
- (5) 帰化申請者は無条件帰化できるということを、合意議事録で定めることができる。(62.12.7 法的地位関係第 9 次会議日本側発言)

P108

2. 永住許可申請の方法

韓国側	日本側
(1) 該当者が提出する申請書だけで永住許可を付与する。	(1) 申請書に韓国政府が発給する国籍証明を添付する。
(2) 永住許可の申請期間は本協定の発効後5年間とする。(合意)	(2) 永住許可の申請期間は本協定の発効後5年間とする。(合意)

備考 日本側は国籍証明添付問題に関して、下のような見解を表明した。

- (1) 協定文には具体的に定めなくて、共同委員会のようなものを設置して、後に定めさせるのもひとつの方法である。(62.11.21 予備折衝第6 次会议)
- (2) 日本側が申請者名簿を1 万名、または2 万名ずつ作成し、共同委員会に提示することで国籍が証明できたものとする方法もあるだろう。(62.12.7 第9 次会议)
- (3) 日本政府が申請を受け付けた後、例えば10 日毎に韓国側に送り、印鑑を貰うようにする方法もあるだろう。(62.12.11 第10 次会议)

P109

3. 退去強制事由

韓国側	日本側
次に掲記する事由に該当する者に限って退去強制できる。 (1) 日本国憲法または政府を、暴力で転覆しようというはっきりとした目的の下で成された犯罪に因り、日本国の裁判所で2 年以上の実刑の言い渡しを受け、その刑が確定した者 (2) 殺人、強盗、放火等凶悪な犯罪に因って10 年を超過する刑の言い渡しを受け、その刑が確定した者(62.2.27 第3 次専門家会議及び62.3.5 第4 次専門家会議で提案)	(1) 日本国の破壊活動防止法第4 条第1 項第1 号で定める暴力主義的破壊活動をしたことで、禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の除外(注：わが側案(1)と実質的に同じ内容だが、刑期において未合意) (2) 破壊活動防止法第4 条第1 項第2 号で定める暴力主義的破壊活動を行うことで、2 年以上の懲役、または禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予除外。 (3) 7 年を超過する懲役、または禁錮に処せられた者。 (4) 営利の目的で、または常習で麻薬類取締りに関する日本国法令の規定に違反する刑を受けた者。 (5) 日本国法務大臣が、日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行ったと認められた者。 (6) (3)と(4)に対しては、運用面で人道的な考慮をする。

	(7) (5)の「外交上の重大利益を害した行為の認定」においては、「認定」が必要なら相互協議する。(1-5 62.12.19 予備折衝法的地位関係第13次会議で提案、(6)と(7)は 63.2.22 退去強制専門家会議で追加)
--	---

P110

4. 財産権と職業権

韓国側	日本側
在日韓人が経済的社会的活動をするにおいて、参政権や公務担当権のように権利自体の性質上、その国民にだけ許容される権利を除いては、内国民と同等な待遇をする。(61.12.19 第6次会談第3回公式会議で)	各人の国籍によって差別待遇をすることはないが、鉱業権、粗鉱権、水先案内人、公証人等、日本の法律によって一般外国人に禁止されているものは、韓国人にも許容できない。(62.3.8 第6次会談第4次公式会議)

P111

5. 教育問題

韓国側	日本側
<p>(1) 在日韓人の子孫に、日本国民と同等な義務教育を実施し、上級学校進学において均等な機会を付与する。(61.12.19 第6次会談第3回公式会議で)</p> <p>(2) 在日韓人が子孫の教育のために設立した私立学校を、日本の学校教育法第1条による正規学校と認可する。(61.12.19 第6次会談第3回公式会議で)</p>	<p>(1) 永住権者が日本の公立小学校、中学校への入学を希望する場合には、原則的にその入学を認めるように措置する用意があり、永住権者の子孫の教育問題は同等な約束をできないが、韓国側の希望を何らかの形態で合意文書にすることを、検討する用意がある。(61.4.6 第5次会談第9次公式委員会で提案)</p> <p>(2) 韓国人私立学校を学校教育法第1条による正規学校と認可せよというのは、国家の教育制度、学校制度と教育政策を根本的に乱すので絶対同意できない。(62.3.7 第6次会談第4回公式会議で)</p>

6. 社会保障

韓国側	日本側
<p>(1) 生活保護：貧困な在日韓人に日本の生活保護法による保護を、日本人と同等に当分の間続ける。ただし、「当分の間」という用語は、ごく短い期間を意味するのではない。(61.4.6 第5次会談第9回公式委員会で提案)</p> <p>(2) 生活保護：生活保護の外に国民健康保険等、その他の社会保障制度も在日韓人に日本人と同等に適用する。(62.12.15 予備折衝法的地位関係第12次会議で非公式に提示)</p>	<p>(1) 協定上の永住許可を受けた在日韓人に、生活保護法による保護を継続して当分の間、享有させる用意がある。(61.4.6 第5次会談第9次公式委員会で提案)</p> <p>(2) 左記わが側主張(2)に関しては日本側の確実な意思表示がない。</p> <p>註：生活保護問題に関して日本側は、今後国交が正常化したら在日韓人に対する生活保護を、韓国政府が引き継いでくれることを希望するが、急速にそうするのは不相当だと思われるので「当分の間」継続するのであり、韓国政府が国際慣習に基して可能な限り早急に、何らかの措置を取ることを希望すると述べた。(1961.11.27. 6次会談4次非公式会談)</p>

P112

7. 財産搬出と送金

韓国側	日本側
<p>(1) 永住する目的で韓国に帰国する者が、自己所有の財産を搬出しようとする時は、絶対的禁輸品と客観的に商品と認められる物品を除いては、課税されることなく自由搬出する。</p> <p>(2) 永住する目的で韓国に帰国する者の一時送金額は、一世帯当り米貨1万ドルとし、残余金額は随時送金できるようにする。</p>	<p>(1) 在日韓人が永住する目的で本国に帰国する場合には、日本国政府は彼らが所有する全ての財産を搬出するのに、原則的に異議がない。</p> <p>(2) 永住帰国する在日韓人の一時送金は、一世帯当り米貨5千ドルまでとし、残余金額は本人の名義で日本の銀行に預金し、日本法令の範囲内で外換自由化の大勢とも勘案して、漸次送金が認められる。(61.4.6. 5次会談第9回公式会議で提案)</p>

8. 極貧帰国者補助金問題

韓国側	日本側
永住を目的に帰国する在日韓人の内極貧者、特に生活保護法の対象者に対しては、旅費及び帰国後の定着資金として一世帯当たり2千ドルを日本政府が支給する。(61.4.27. 第5次会談第10次公式委員会で提案)	不可能である。要求する根拠が「補償」というものなら、請求権に含ませて処理する問題だ。(61.5.11. 第5次会談第11回非公式会議で答弁)

9. 国籍確認問題

韓国側	日本側
在日韓人が大韓民国国民であることを確認するという条項を挿入する。(61.12.19. 第6次会談第3次公式委員会で提案)	在日韓人が韓国国籍を持つという、国籍確認条項を置くというのに反対する。(62.2.20. 第6次会談第7回非公式会議及び3月7日4次公式会議で)

備考 (1) わが側は国籍確認条項が必要な理由を、下のように説明した。

(62.2.20. 第6次会談第7回非公式会議で)

イ、領土の変更がある場合には、国籍に関して規定する条項を挿入するのが一般的な慣例である。

ロ、国際司法上身分行為の準拠法である本国法を適用するにおいて、本国を確定するためにも国籍確認条項が必要だ。

(2) 日本側が同条項挿入を反対する理由は、下の通り。

イ、在日韓人というのは民族と解釈されるが、民族と国籍は必ずしも一致しない。

(62.2.20. 第6次会談第7回非公式会議で)

ロ、日本側としては、在日韓人に日本国籍がないということしか言えない。(同上)

ハ、国際司法上の準拠法を決めるためには、個々の行為ごと韓国政府の国籍証明があれば足りる。(62.3.7 第4次公式会議)

ニ、国会対策等国内政治上で不可能だ。(62.2.20. 第6次会談第7回非公式会議で)

10. 協定対象者の表現問題

韓国側	日本側
「在日韓人」と表現する。	「大韓民国国民」と表現する。

船舶問題

1. 韓国置籍船の返還

韓国側	日本側
<p>1945年8月9日現在韓国に置籍していた船舶は韓国に返還する。返還要求の法的根拠は次の通り。</p> <p>(1) 連合軍総司令部はその指示第 2168 号で、1951.9.11 現在日本に所在する船舶で 1945年8月9日現在韓国に置籍していた船舶は、韓国政府の正当な代表者に 51.9.11 現在の状態で、同日現在の所在地で引き渡すことを指示している。</p> <p>(2) 1945.8.9 現在の在韓日本人財産は、一連の軍政法令と韓米間の財産協定を經由して韓国政府に帰属されたが、日本は米軍及び米国による、このような財産処分をサンフランシスコ平和条約第 4 条で承認したので、1945.8.9 現在韓国に置籍していた船舶は、日本に搬出されたものを含み、全部韓国政府に帰属しなければならない財産である。</p>	<p>韓国置籍船を返還する義務がない。返還義務がないという法的根拠は次の通り。</p> <p>(1) 連合軍総司令部指示はサンフランシスコ平和条約の発効で無効になったので、これを履行する義務がない。また連合軍総司令部指示は連合軍総司令部と日本間にのみ有効なものなので、第 3 国が連合軍総司令部指示の履行を日本に要求することはできない。</p> <p>(2) サンフランシスコ平和条約で米軍の財産処分を認めたのは、事実上の処分を認めたもので、法的にその所有権まで認めたものではないので、船舶においても返還の義務がない。また韓国側が法的根拠に提示した軍政法令第 33 号は、その適用対象が同法令の公布日時である 1945.12.6 以後にだけ該当するものなので、それ以前にまで遡及適用させられないし、また同法令の適用地域は米軍政庁管轄地域に局限されるものなので、日本にまで効力を持つものではない。</p>

備考：以上の法理論討議は 1 次から 4 次に至る会談で行われたし、5 次会談以後には韓国側が提出した名簿を土台に対照業務が実施された。韓国側が各会談時に提出した名簿に含まれた船舶数と、これに対する日本側の調査結果は次の通り。

韓国側名簿に記載された船舶数	日本側の調査結果
第 1 次会談時 22 隻	既に返還された 10 隻、沈没 56 隻
” 59 隻	登録抹消、廃船 18 隻、盗難、売却 4 隻
第 4 次会談時 27 隻(重複した 4 隻は除外)	不法入国船 2 隻、残置 55 隻
第 5 次会談時 202 隻	行方不明 10 隻、実存しない 3 隻
第 6 次会談時 358 隻	無置籍 10 隻、置籍現存 10 隻
合計：668 隻	重複 4 隻、調査結果不明 459 隻
	合計：668 隻

P117

2. 韓国水域船の返還

韓国側	日本側
<p>1945年8月9日現在韓国水域に所在していた船舶は、韓国に返還しなければならない。返還要求の法的根拠は、米占領軍布告令及び軍政法令によって在韓日本人財産が凍結及び帰属したし、後に韓米間財政及び財産に関する最初の協定で韓国政府に移譲されたし、日本はこのような米軍または米国による財産処分の効力をサンフランシスコ平和条約によって承認したので、財産凍結対象だった前記船舶等で日本に搬出、持ち去られた船舶は、返還しなければならないのである。</p>	<p>韓国水域船を返還する義務がない。返還拒否の理由は、サンフランシスコ平和条約で米軍による在韓日本人財産の処理認めたのは、事実上の処分を認めたもので、法的にその所有権まで認めたものではないので、返還の義務がない。また韓国側が法的根拠に提示した軍政法令第33号は、その適用対象が同法令の公布日時である1945.12.6以後にだけ該当するものなので、それ以前にまで遡及適用させられないし、軍政法令の適用地域は米軍政庁管轄地域に局限されるもので、日本にまで効力を及ぼせないからだ。</p>

備考：法理論の展開と討議は第1次会談から第4次会談まで行われたし、第5次会談時になって法理論を保留し、まず事実調査からすることにして、置籍船の事実調査が終わった後にすることで合意した。しかし事実調査が行われたのは置籍船に対してだけであり、置水船に関する調査はまったく着手されなかった。

3. 貸与船舶の返還

韓国側	日本側
<p>貸与船舶は韓国置籍船なので、連合軍総司令部指示第2168号によって、韓国に返還されなければならない船舶である。したがって置籍船として、既に返還されたものとみなす。</p>	<p>韓国に貸与していた5隻の船舶を返還せよ。これらの船舶は、連合軍総司令部指示第1068号(2168号の間違い?)とは別個の連合軍総司令部指示により、日本の所有船に確定した。</p>

4. 拿捕された日本漁船の返還

韓国側	日本側
1951.11.6 現在の抑留日本漁船に対しては討議する。	韓国に抑留されている日本漁船を返還せよ。 (注：1)

注：(1) 第1会談時、日本側が韓国に抑留されている日本漁船の名簿を提出し、その返還を要求した。

- (2) 第4次会談時日本側は、1957.12.31 現在韓国に抑留された日本漁船 141 隻の返還を要求した。これに対して韓国側は、同名簿の内 8 隻は平和線設置以前に国連軍によって拿捕されたので、本委員会で討議する性質のものではなく、またこの問題は 1951.11.6 に議題として採択されたものなので、同日現在で韓国に拿捕された日本漁船だけが討議対象になると主張した。ところで日本側は第4次会談 1957.12.31 の予備会談の結果で成立したので、同議題は同日付で韓国に拿捕されている漁船の日本返還を意味すると主張し、議題の内容自体に対しても合意を見られなかった。
- (3) 62.3.16 外相会談 5 次会議で小坂外相は、韓国が拿捕した日本漁船 189 隻は韓国が返還を要求する漁船と関連して政治的に解決しようと提議したが、わが側は政治的解決自体はよいが、わが側の請求船舶と日本側の拿捕船舶間には関連がないものだとした。

P119

5. 妥結方法

韓国側	日本側
<p>(1) 船舶問題は、一般請求権問題と別途に解決しなければならないというのが韓国の立場だ。(一般請求権問題と関連させて、両側の要求を相殺しようという右側日本側の立場参照)韓国側としては衡平と条理に立脚して、算出された応分のトン数の新造船を返還することを要求する。応分のトン数が具体的にどのような規模になるのか、また新造船はどのような種類にするのかは、双方が政治的な考慮を加えることで決定できるだろう。</p> <p>(2) 拿捕漁船に関しては、韓国の法律に依拠して拿捕及び処理されたもので、し</p>	<p>(1) 韓国側は韓国置籍船及び 1945 年 8 月 9 日、または同日以後韓国水域に所在していた船舶の返還を請求しているが、日本側としては既に一般請求権問題討議時に明確にしておいたように、軍政法令第 33 号という没収法規の基本的性格に照らして、これらの船舶を返還する国際法上の義務はないという結論に到達した。したがって今回韓国に対して膨大な有償、無償の経済協力が供与されることも考慮し、韓国の対日請求権問題を解決する協定の中に、船舶問題を含ませるという要旨を規定することで、船舶問題を最終的に</p>

<p>たがって韓国側としては日本側にいわゆる返還請求の権利があると認めはしないものだが、日本政府の立場と船舶問題の解決を促進するための特別な考慮として、前項の政治的考慮をする時に念頭に置くことができる問題だと考える。</p> <p>(3) 船舶問題に関する日本側の「巨額の有償、無償」との関連解決方式に対する韓国側の見解は、本問題解決のためにこの間韓国側が表して来た誠意と融通性を全く認めないものだと考え、現在まで韓国側は数度にわたって難しい譲歩をくり返して来たという事実を、日本側が認識しなければならないと思われる。本問題に関する日本側の提議は、船舶問題を完全に無に戻そうというものだが、このような方式は問題を解決するための方式にならないと考える。本問題の解決のためには、上記したことがある韓国側の解決方式が、最も合理的な方式だと思うので、日本側は韓国側提案を検討するように願う。</p>	<p>解決するのが最も適当だと考える。</p> <p>(2) 平和線水域において韓国側に拿捕され、まだ帰還しない日本漁船は 100 数十隻、1 万トン以上に達しており、その損害は膨大な金額に到達している。日本側としてはこれら拿捕漁船に対する、正当な返還請求権を保有しているのだが、韓国側の立場や感情を考慮して、韓国側が韓国の対日船舶請求問題解決に関する、上記した日本側提案に同意することを前提にして、拿捕日本漁船に対する返還請求を、今後主張しないことを約束する用意があり、このような日本側提案にしたがって船舶問題を解決することに、韓国側が同意することを強力に希望する。</p>
---	--

文化財問題

1. 返還の法的義務有無

韓国側	日本側
<p>1905 年以後日本に搬出された韓国の文化財は、韓国側が提出した目録(別添)により、現品で韓国に返還しなければならない。その理由は下の通り。</p> <p>(1) 返還を要求する文化財は、日本が不当、不法な手段で盗掘、搬出して行った文化財である。従来韓国には前世文化財がなく、現存文化財はそのほとんどが発掘品だが、日本に搬出された文化財は 1905-1915 年の間に文化財保護のための法的措置が取られる前に、日本人によって盗掘され、不法搬出されたものである。その期間中搬出に対する学術報告書が 1 件も発表されなかったことから、それが盗掘だったことが確実で、また当時の盗掘光景を目撃した証人も、このような事実を証言している。</p> <p>(2) 文化財のほとんどは墳墓、その他遺跡から発掘されたものだが、それらは韓国でも国家の法的保護を受ける対象であり、性質上当然に国庫に帰属しなければならない物件だが、日本に搬出されたものなので、その物品が韓国の歴史と文化に重要な比重を持っていることを鑑て、それらは出土国に返還されなければならない。</p> <p>(3) 1957.12.31 のオーラルスタテメントで日本は、還してあげられる物は還して上げると言ったことがあり、これによって第 4 次韓日会談時に 106(1 個の古墳一括遺品)を既に返還したことがある。</p>	<p>韓国側が要求する文化財に対する日本の返還義務、または韓国の要求権利は認められない。しかし歴史的に永い間深い関係があった韓国の文化伝統に可能な限りの寄与貢献をする考えなので、将来両国の国交正常化が実現した場合に、日本側の自発的意思によりある程度寄贈する考えた。日本の返還義務がない理由は下の通り。</p> <p>(1) 韓国側は幾つかの例を挙げて説明しているが、韓国側の説明は確実な証拠に依拠したものだとは認めるのが難しい。つまり民事上、請求権成立に必要な何時、誰が、何を、どのようにしたという証拠がない。また数十年が経過した今、確実な事実を把握するのは、ほとんど不可能だ。そして例え韓国側が言うように当時、日本人個人による不当な行為があったとしても、これに対して国家が責任を取らなければならないという国際法上の問題はない。総督府が持って来た文化財は、当時の関係法令によって合法的に入手したものであるため、政治的問題になるどころか、民事、刑事上返還の義務はない。</p> <p>(2) 文化財は出土国に返還しなければならないという、国際法上の原則や慣例は探せない。</p>

P122

2. 返還の対象

韓国側	日本側
1905 年以後不当、不法な手段で日本に搬出された韓国の文化財の内、韓国側が提出した目録の文化財を返還する。(現在日本の国有、私有を問わず)	(1) 日本に所蔵された国有韓国文化財の内、若干を寄贈する。 (2) 民間人にも自発的な寄贈を促す考えだが、強要することはできない。

3. 返還の方法

韓国側	日本側
引き渡し(turn over)という用語の表現で返還する。	寄贈する。

4.文化協力交流

韓国側	日本側
文化交流促進精神には原則的に賛成だが、これは韓日間懸案問題のひとつとしての文化財問題を解決するのにおいて、結びつける性質のものではないので、これは国交正常化後、その時の韓日間諸般実情を参酌して考慮されなければならない。	文化協定締結交渉を開始 日本側としては前から明白にしているように、文化財「返還」の国際法上の義務はないが、両国間の文化交流の一環として、ある程度の国有韓国文化財の寄贈を考慮しており、その具体的な形式として、前から部内で研究して来た次のような「日韓間の協定に関する議定書要綱(案)」を提出する。 (前文) 日本国政府及び大韓民国政府は日韓間の文化に関する伝統的な深い関係を考慮して、相互間の文化交流及び友好関係を今後、一層発展させることを希望し、次のように協定する。 (第 1) 日本国政府及び大韓民国政府は、両国民間の文化交流及びを緊密にするための協定を締結する目的で、早急に交渉を開始することに同意する。 (第 2) 日本国政府は、大韓民国においての学術及

	<p>び文化発展及び研究に寄与するために、大韓民国がその歴史的文化に対して持つ深い関心を考慮して、本議定書の効力発生後、可能な限り早急に、付属書に明示される日本国政府が所有する文化財を大韓民国政府に対して寄贈することとする。</p> <p>(第 3)</p> <p>日本国政府及び大韓民国政府は、それぞれ自国の美術館、博物館、図書館及びその他資料編集施設が保有する文化財を、他方国の国民が研究する機会を与えるために、可能な限りの便宜を提供するものとする。</p>
--	---

基本関係問題

韓国側	日本側
<p>(1) 韓国側は原則的に基本関係条約を締結することを構想している。これにおいて両側の立場を現実的に調節するためには、領土条項を「現在行政的支配下にある地域及び今後行政的支配下に入ってくる地域」と表現する方法があるだろう。また基本条約には 1910 年以前の旧韓国政府と日本帝国政府間の平和条約協定の、無効宣言が含まなければならないだろう。また対日平和条約第 4 条項に沿って、両国間にある海底電線の帰属を規定しなければならないだろう。</p> <p>(2) 基本条約ではまた請求権、漁業及び法的地位問題に関しても、その解決原則を規定し、具体的事項を個別協定で規定するようにするのがよいだろう。</p> <p>(1962.12.21 予備交渉第 20 回会議で提示)</p>	<p>従来、この問題は諸懸案の討議が完結する頃になって取扱うように了解できていたのだが、韓国側が前回の文書においてその記述をしたので、日本側としても不願文書として、これに対する意見を明白にしようとする。(1962.12.26 予備交渉第 21 回会議で提示)</p> <p>(本項の日本文書は、まだ提示されていない)</p>

備考：1962.10 頃から日本政府では、領土条項を規定するに於ける難点と国会批准手続きを避けるために、基本条約を締結しないで共同宣言の形式で、国交関係を開設することを考慮していると日本の新聞に報道されたが、わが側が予備交渉の席上でその事実の余否を問い合わせたのに対して、日本側ではけっしていしたものはなく、ただ研究中だと答えた。

独島問題

韓国側	日本側
<p>独島問題は元来韓国の領土であることがはっきりしていて、また韓日会談の懸案問題ではなかったのに、最近日本側は機会の度にこれを提起し、問題をより複雑にしていることを韓国側は遺憾に考える。しかし日本側が国内政治の理由で、その解決なしには会談妥結が難しいと主張するので、国交正常化のための大局的見地から前回、金情報部長が第 3 国による調停案を言及したのである。韓国側としては第 3 国による拳証調停 (mediation) という方法以外に、別に違う方法がないと思う。(1963.1.23 予備交渉第 23 次会議で提示)</p>	<p>第 2 回金・大平会談において金部長が提案した第 3 国の調停に任せるという考えは、本件の円満解決に対する韓国側の接近努力の表現として、日本側としてもありがたく思っているところだが、一方調停に任せるというだけでは、調停が何時までも成立せずに現象が続く恐れがあるという、日本国民の不安を解消できないので、言わば両国の主張を折衷する形式として</p> <p>(1) 国交正常化後、例えば 1 年間日韓双方が合意する調停機関による調停に付し、これで問題が解決できない場合には、</p> <p>(2) 本問題を国際司法裁判所に付託するのが最も妥当だと考える。</p> <p>(1962.12.10 の日本側文書及び 1962.12.26 予備交渉第 21 次会議で提示)</p>

P127

外務部

外亜北 722-351

1963.3.18

受信：駐日大使

題目：請求権細目に関する交渉方針

1. 一般請求権問題の細目に関しては、別添 1.「対日請求権細目協定交渉に関する基本方針」に列挙した各事項を念頭に置き、別添 2.「韓日間請求権解決及び経済協定に対する方針」に依拠して交渉なさってください。
2. 請求権協定の体制は基本的事項を規定する本協定と、細部の手続きを規定する附属文書でなるのだろうが、これに関しては技術的な面を検討し、日本側の意向を打診した後建議なさってください。
3. 協定の前文(名目問題を含む)及び請求権解決の内容(金・大平合意内容に対する対韓相互間見解差異の調整を含む)は、予備交渉で議論する問題なので本訓令に含めなかったが、この問題に関しては予備交渉第 20 次会議及び第 23 次会議時に、文書で日本側に提示したわが側の立場を参考になさってください。
- 4.「協定に対する方針」の中には、日本側の立場と正面から対立する事項もあるでしょうが、このような事項を提示する時には現在、会談が相当な程度低下していることを念頭に入れ、十分な説明を加え、わが側の立場を理解させるよう特別な努力をなさってください。

有添：(1) 対日請求権細目協定交渉に関する基本方針
(2) 韓日間請求権解決及び経済協定に対する方針

終

外務部長官

金溶植

対日請求権細目協定交渉に関する基本方針

1. 日本の経済は対日平和条約署名当時と比べては勿論、東南ア諸国との賠償協定締結当時に比べても、飛躍的に発展して財政事情も顕著によくなったので、韓国に対する無償提供及び借款の支払い方式及び手続き等は、東南ア諸国との賠償協定を基準にして決定するのではなく、韓国側の事情に合うように決定されるようにする。
2. 無償提供及び借款は、韓国の外換事情が好転するように使う。したがって現在 KFX で充当している物資の導入、または産業施設の建設を日本からの無償提供及び借款で充当するように努力する。
3. 無償提供及び借款の使用においてはできるだけ韓国側が主導権を持つようにして、特に無償提供の使用においては日本側の関与が技術的に不可能なようにする。このために使用計画は韓国側が樹立するようにし、これに対する日本側の干渉が不可能なようにする。
4. できるだけ日本に対する経済依存度が高くなるないようにして、このためプロジェクトに直結する使用を避け、プロジェクトに使っても施設以後、依存の必要性が続かないように選定された部門に使う。
5. 購買地域は原則的に日本になるだろうが、韓国側が必要だと認める場合には(または日本側との合意によって)、その他の地域からの購買を可能にする技術的調整をできるようにする。
6. 供給者の選定は韓国側が独自にし、その方法は原則的に公開競争入札によるようにする。

韓日間請求権解決及び経済協定に対する方針

1. 無償提供支払い内容及び方式

- イ、無償提供支払いの内容は「日本国の生産物及び日本人(法人を含む)の用役」とする。
- ロ、協定には、生産物及び用役を使うための事業部門だけ付属書として規定し(したがって事業名を具体的に明記せず)、毎年度実施計画(schedule)で当該年度に導入する生産物及び用役の種類と金額を、韓国側が自主的に決定する。

(この場合、日本側が強力に反対したら、韓国側が作成した計画を両側が合意して決定する)付属書と実施計画の内容は、両国政府合意下に修正できる。

- ハ、第 1 次年度の実施計画は協定発効後 60 日以内に決定し、その後の実施計画は毎年度開始 60 日以前に決定する。

- 二、日本政府は毎年度予算確定後、当該年度の無償提供額を韓国銀行東京支店の計定上に積み立てる。この措置で日本政府は当該年度の無償提供支払い義務を履行したものとする。韓国側は通常の L/C basis によって、同金額の限度まで実施計画によって決定された生産物及び用役を導入する。

(このような方式に日本側が応じない場合には、「本項によって提供された生産物及び用役の代価は、日本政府が第 3 項ホに規定された手続きが終わった後、韓国銀行東京支店を含む韓国側が指定する日本の外換銀行に預置し、この措置で日本政府は当該年度の無償提供支払い義務を、その額だけ履行したものとする」という方式を取る。)

- ホ、無償提供で導入する生産物及び用役は、次のような案によって導入するようにする。

第 1 案：生産物と用役(ごく日千代ウナ場合に限る)とするが、全額をプロジェクトと関連させない。生産物は投資融資財(例えば肥料、産業機械、鉄鋼材等)に置重し、できるだけ少数品目に制限するようにする。できるだけ KFX で日本地域から輸入する品目にするが、不可能な場合には日本地域が他地域より有利な品目にする。

第 2 案：生産物と用役(ごく日千代ウナ場合に限る)とするが、その内 50%までだけプロジェクトと関連させ、残りはプロジェクトと関連させない。プロジェクトと関連させない生産物の導入は鉄道、港湾、海運等の順位に沿って完成品(finished goods)に置重する。プロジェクトと関連する生産物の導入においては、資本形成効果を考慮し、技術調査や明細書の合意に時間及び資金が浪費されない事業に置重する。

第 3 案：生産物と用役(ごく日千代ウナ場合に限る)とするが、毎年度導入額の 3 分の 2 までをプロジェクトと関連させ、残りはプロジェクトと関連させない。その他の基準は原則的に第 2 案と同じ。

2. 借款の程度及び償還方式

- イ、借款(輸出入銀行による借款を政府関与借款と主張する立場からは、これを含む)は大韓民国政府が推進または承認する政府及び民間事業実施に所要される資金に充当する。本項の借款の対象になる後者部門の選定と順位の決定は大韓民国政府がする。
 - ロ、本項の借款を実施するために大韓民国政府と日本国政府は、本協定発効後 60 日以内に貸付契約を締結する。(貸付契約は必要な場合には日本国政府と他方国政府代行機関間で、または双方国の政府代行機関間で締結できるが、この場合に代行機関は独自の資格で契約を締結する)本項の貸付契約は2億ドル単一契約(輸出入銀行の借款が政府関与下に提供される場合には、両側が合意した比率)を一律的に適用する。
 - ハ、両国政府は大韓民国政府が決定した計画の実施のために調達された生産物及び用役の各年度別調達を、毎年協議で作成する。
 - 二、本項による貸付の実施方式は国際間取引において行われる通常の商業上方式(L / C 方式)で、両国関係法令に沿って行うようにする。
 - ホ、本項による貸付の実施方式は大韓民国政府が毎年、返済額を一括して償還するようにする。(これにおいて可能ならば、償還期間後半に返済額を増額させて行く不均等分割償還とする)
 - ヘ、償還資源は
 - 第 1 案：全額大韓民国通貨とする。
 - 第 2 案：全額を現物とする。
 - 第 3 案：現物または通常の方法でし、両国政府の合意下でその時その時決定する。
3. 購買方式
- イ、購買
 - 第 1 案：現 AID 方式に準じて原則的に民間購買とするが、官需は調達庁購買とする。購買契約締結地は韓国とする。
 - 第 2 案：調達庁購買とし、購買契約締結地は韓国とする。
 - 第 3 案：日本に購買使節団(仮称)を置いて購買する。購買契約締結地は日本とする。
 - ロ、購買契約は韓国側の当事者(1、2 案の場合においては調達庁、または民間、第 3 案の場合においては購買使節団)が、国民または日本国の法人と直接締結する。
 - ハ、在日僑胞の参与を可能にさせる。したがって東南ア諸国との賠償協定にある「日本国民または彼が支配する日本国の法人と契約を締結」という表現とする。(これにおいて第 3 国人が支配する法人は除外しようという日本側の主張があれば、これに同意する。)
 - 二、購買契約は(1)協定の規定、(2)両国政府が協定の履行のために制定した規定及び(3)年度実施計画に符合しなければならない。
 - ホ、韓国政府は契約案の写本を、日本政府に送付する。契約案に対して異議がある場合には日本政府は同写本受付日から 1 週間以内に、その意見を韓国側に通告する。韓国側は日本政府が提出した意見を検討し、必要だと認定した場合には、これに従っ

て契約案を修正する。(ただし、日本側で強力に要求する場合には、日本政府が事前に計画案を検討し、1週間以内に(または最長2週間以内に)認准するという方式とする。この場合に日本政府は、計画案の内容が前記二号に列挙した基準に明白に背く場合を除いては、認准を拒否または遅延できないようする)

へ、両国間の合意に沿って、契約以外の方式でも無償提供及び借款提供が可能なようにする。

4. 購買使節団

(本項は購買方式において、韓国側の第3案が採択された場合のみ該当するものであり、第1案または第2案が採択された場合には、駐日大使館に必要人員を派遣する同方式で現地事務を担当させることを構想している)

イ、協定施行においては韓国政府の代行機関として「使節団」を日本に設置する。使節団は日本政府の合意により、東京またはその他に必要な事務所を置くことができる。

ロ、使節団の事務室の考慮及び記録は不可侵である。

ハ、使節団の不動産に対しては、不動産取得税及び資産税が免税される。

ニ、使節団の業務遂行に沿う所得に対しては免税する。

ホ、公用のための輸入財産に対しては、関税及びその他の課徴金を免税する。

ヘ、日本政府は使節団の業務遂行に必要な行政支援を提供する。

ト、使節団長と上級職員2人及び事務所長に対しては、外交特権と免税が付与される。(ただし、人員は両国政府合意にしたがって増加できる)

チ、その他使節団職員の報酬に対しては課税が免税され、資用財産輸入に対する関税と、その他課徴金が免税される。

リ、使節団の経費は日本政府が日本側円貨で負担し、その額を当該年度の無償提供分から控除する。

5. 共同委員会

イ、両国代表で構成される共同委員会を設置し、協定施行に沿った協議と必要な勧告をするようにする。

6. 紛争の解決

(本項において使節団の設置を前提とする事項は、韓国側の購買に関する第3案が採択された場合に限って適用されるものであり、第1案または第2案が採択された場合には韓国側の訴訟担当者になる法務官を別に日本に派遣、または韓国銀行東京支店に駐在させる)

イ、両国政府は紛争がないように、常に協議努力する。

ロ、契約に関する紛争は、両国政府が定める手続きに沿って商事仲裁委員会に付託する。

ハ、口頭の決定に不服がある場合には、管轄権を持つ国家の法廷に提訴する。

二、この場合に使節団からは、使節団の法務部長が訴訟の当事者になる。ただし、訴訟費用担保提供義務は免除する。

ホ、管轄裁判所の最終決定は、両当事者を拘束する。

ヘ、使節団が所有及び使用する土地建物及び動産は強制執行をできない。

ト、協定施行及び解釈に関する紛争は1次的に外交経路を通じて解決する。

チ、ト項が不可能な場合には、3人仲裁委員会を構成する。

委員は各国が任命する委員1名ずつと、各国委員が合意選出する第3国人委員1名とする。

リ、各国委員は仲裁要請公文受付後30日以内に任命し、第3国委員はその後30日以内に任命する。

ヌ、リ項の期間内に任命されない場合には、国際司法裁判所議長にその任命を依頼する。

ル、本項による判決は、両国政府を拘束する。

7. その他

イ、本協定の大韓船籍に対して日本政府は金融、通関、課税、その他の全ての面において、一般輸出による船積と同一な待遇を付与する。

ロ、本協定による大韓船籍はF.O.B.に依拠し、その他付帯警備は通常貿易においてのように韓国内所要警備は韓国側輸入業者が、日本内付帯警備は日本側輸入業者がそれぞれ負担するようにする。

ハ、本協定の実施年度は協定発効日を基準とする。

大韓民国政府と日本国政府間の
文化財及び文化問題に関する議定書 (案)

大韓民国政府と日本国政府は両国間の文化に関する伝統的な深い関係と、大韓民国がその歴史的な文化財に対して持つ深い関心を考慮して、また両国間の学術と文化の発展及び交流に寄与するために、次のように協定する。

- 1、大韓民国政府と日本国政府は、両国間の文化関係を増進させるための方途を早急に講究することとする。
- 2、日本国政府は本協定の発効後、可能な限り早急に付属書に明示される韓国文化財を大韓民国政府に引渡す(turn over)ものとする。
- 3、大韓民国政府と日本国政府は、それぞれ自国の美術館、博物館、図書館及びその他資料編集施設が保有する文化財を、他方国の国民が研究する機会を与えるために、可能な限りの便宜を提供するものとする。